

障害者総合支援法等関係事業者説明会資料

平成28年3月16・18日

兵庫県

障害福祉課・障害者支援課

健康増進課・労政福祉課

目 次

| | | |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 国保連合会からのお知らせ | P 1 |
| 2 | 受動喫煙対策について | P 6 |
| 3 | ワーク・ライフ・バランスの推進について | P 12 |
| 4 | 障害者差別解消・虐待防止について | P 18 |
| 5 | 留意事項等（居宅系・GH・相談支援） | P 24 |
| 6 | 障害者総合支援法の改正等について | P 46 |
| 7 | 留意事項等（日中活動系・施設・障害児） | P 54 |
| 8 | 留意事項等（就労系） | P 104 |

障害者総合支援事業所の皆様へ

インターネット請求における留意事項について

兵庫県国民健康保険団体連合会

国保連合会は、毎月、インターネットで事業所からの請求情報（請求明細書等）の受付点検を行い、県・市町での審査後、審査確定した請求情報（請求明細書等）について、各事業所へ「返戻等一覧表」、「障害福祉サービス費等支払決定額通知書」等を送信しています。

この請求情報（請求明細書等）に、入力漏れ、入力誤り、単位や金額計算の誤り、受給者の資格に関する情報（受給者台帳）や事業所の施設基準に関する情報（事業所台帳）との不一致等、多くのエラー（返戻）が発生しております。

つきましては、下記のとおり障害福祉サービス等の請求における留意事項を取りまとめましたので、インターネット請求に係る参考資料としてご活用していただくとともに、請求の際に今一度点検していただき、エラー減少にご協力をお願いいたします。

1 受付について

インターネット請求の受付期間は、毎月1日の0時から10日の24時までです。

なお、1日から10日までに誤ったデータを送信された場合は、不要な到達番号のデータを取下げしていただき、10日の24時まで正しいデータを送信していただきますようお願いいたします。

請求の取下げ方法は、電子請求受付システムにログインし、当月の照会一覧の詳細画面にある取下げボタンを押し送信することにより、当該請求情報の取下げができます。

（電子請求受付システム 操作マニュアル（事業所編）【2.2 請求取下げ依頼】参照）

2 発生件数の多いエラーの原因と対処方法について

障害福祉サービス等のインターネット請求において、発生件数の多いエラーや問合せの多いエラーの項目は次のとおりです。

| エラーコード | 表示内容 | エラーの原因 | 対処方法 |
|--------|--------------|-----------------|-----------------|
| ED01 | 基本情報が重複しています | ※ 下記 3 ページ参照 | ※ 下記 3 ページ参照 |

| エラーコード | 表示内容 | エラーの原因 | 対処方法 |
|--|--------------------------------------|--|---|
| EG02 | 受給者台帳に該当の受給者情報が存在しません | 受給者台帳の情報と不一致の場合に表示されます。 | 受給者証と入力内容（受給者番号、市町村番号、事業所番号等）を確認のうえ、再請求してください。 入力内容に誤りがない場合は、該当の県・市町に確認願います。 |
| EG03 | 受給者台帳に該当する支給決定が存在しません | 受給者台帳の情報と不一致の場合に表示されます。 | 受給者証と入力内容（明細情報の請求サービスコード、契約情報の決定サービスコード等）を確認のうえ、再請求してください。 入力内容に誤りがない場合は、該当の県・市町に確認願います。 |
| EG12 | 利用者負担上限月額有効期間外の受給者です | 受給者台帳の情報と不一致の場合に表示されます。 | 受給者証と入力内容を確認のうえ、再請求してください。 入力内容に誤りがない場合は、該当の県・市町に確認願います。 |
| EG13 | 該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です | 受給者台帳の情報と不一致の場合に表示されます。 | 受給者証と入力内容を確認のうえ、再請求してください。 入力内容に誤りがない場合は、該当の県・市町に確認願います。 |
| PP19 | 実績記録票に該当するサービスが明細書にありません | 明細書が返戻になっている、または、明細書の請求がなく、サービス提供実績記録票のみ請求の場合、エラーになります。 | サービス提供実績記録票と明細書が返戻になっている場合、明細書のエラー内容を確認し、明細書と併せて再請求してください。 サービス提供実績記録票のみ請求し、明細書の請求がもれていた場合、明細書とサービス提供実績記録票を併せて再請求してください。 |
| S*** (Sから始まる エラーコード) T*** (Tから始まる エラーコード) | (例) 請求書誤り等 (内容は、県・市町 で設定されます。) | 市町村審査（障害福祉 サービス等）・都道府県 審査（障害児支援）で 返戻されたものです。 (S=市町村のS) (T=都道府県のT) | エラーコードがSまたはTから始まるエラーは、市町村審査・都道府県審査の結果、返戻になったため、受給者証に記載されている該当の県・市町に確認願います。 |

※ ED01「基本情報が重複しています」について

毎月の請求明細書等の受付点検において、重複請求によるエラーが多い状況となっています。以下の事例を参考に重複請求のないようお願いいたします。

<原因1> 当該月の同じ請求を二度送信して、重複して受付られた場合。

<対処1> 一度請求を送信したあと請求誤り等が見つかった場合は、送信した請求を取下げた後、正しい請求を送信してください。(毎月10日まで取下げ可能)

<原因2> 過去に請求済み(支払済み)の請求を再度送信した場合。

<対処2> 過去に請求済み(支払済み)の請求を含めて当月分を送信した場合は、上記<対処1>の請求の取下げを行った後、不要な請求を除いて再度送信してください。また、過去に請求済み(支払済み)の請求に誤り等が見つかった場合は、県・市町へ過誤申請を行った後、正しい請求を送信してください。

<原因3> 過誤申請を行い、再請求を行ったが重複請求エラーとなった場合。

<対処3> 過誤処理(実績取消し)が行われていない状況で再請求を行った可能性があります。過誤処理後でないと、再請求分は受付できませんので、過誤処理と再請求の時期を県・市町と調整のうえ再請求が必要です。

3 障害児支援の地域区分の見直しについて

障害児支援においては、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において地域区分の見直しが行われ、平成28年度に完全施行となり、事業所によっては平成28年度に適用される地域区分を変更する必要があります。

簡易入力システム(障害児支援)における地域区分に関する疑問や問題が生じた場合、電子請求受付システムのログイン後のお知らせに「地域区分に関する問い合わせ事例集」(更新日付・2015/04/21)が掲載されていますので、まずは当該問い合わせ事例集を確認願います。問い合わせ事例集を確認しても解決しない場合は、障害者総合支援電子請求ヘルプデスクへお問い合わせください。

(※障害福祉サービスにおいては、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において行われた地域区分の見直しが、平成27年度より完全施行されています。)

4 電子請求受付システムの動作環境について

電子請求受付システムの動作保障対象のWebブラウザはInternet Explorerのみです。Google ChromeやFire fox等は動作保証対象外となりますので、ご留意願います。

(最新の動作環境は、電子請求受付システム【動作環境】画面 参照)

(1) Windows XP のサポート終了について

Microsoft 社による Windows XP のサポートが平成 26 年 4 月 9 日に終了となったことに伴い、電子請求受付システムにおいても Windows XP を動作保証対象外としているところですが、セキュリティ強化を実施するため、平成 28 年 7 月 16 日（土）以降、Windows XP 以前の OS を利用している事業所は電子請求受付システムの利用ができなくなります。

お使いのパソコンが Windows XP 以前の OS である場合、電子請求受付システムの動作環境を満たすパソコンに移行してください。

(2) Windows 8 のサポート終了について

電子請求受付システムで動作保証している Windows 8 について、Microsoft 社によるサポートが平成 28 年 1 月 12 日に終了したため、電子請求受付システムにおいても、動作保証対象外となりました。

現在、お使いのパソコンの Windows OS について確認をお願いいたします。

(3) Internet Explorer 7.0、8.0 及び 10.0 のサポート終了について

電子請求受付システムで動作保証している Internet Explorer について、Microsoft 社によるサポートが各 OS で利用可能な最新バージョンのみに限定されることに伴い、平成 28 年 1 月 12 日に一部の Internet Explorer のバージョンがサポート終了となったため、電子請求受付システムにおいても、一部のバージョンの Internet Explorer が動作保証対象外となります。

現在、サポートが終了するバージョンの Internet Explorer をご利用の場合、各 OS で利用可能な Internet Explorer のバージョンへアップデートしていただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、以下のとおり電子請求受付システムのログイン前の「お知らせ」に国保中央会より通知されておりますので確認願います。

更新日時 タイトル

- ・ 2015/12/21 **【重要】** Internet Explorer 7.0、8.0 及び 10.0 のサポート終了について
- ・ 2015/12/21 **【重要】** Windows 8 のサポート終了について
- ・ 2015/12/17 **【重要】** 電子請求受付システムにおけるセキュリティ強化について
- ・ 2015/07/13 **【重要】** Windows 10 のご利用について
- ・ 2015/06/24 **【再掲】** パソコンの移行に関する問い合わせ事例集
- ・ 2014/03/31 **【重要】** Windows XP のサポート終了について

5 事業所指定更新について

事業所の指定期間は6年です。指定更新が無い場合全件返戻になり、お支払いができませんので、指定有効期間が終了する日までに必ず更新申請を行っていただきますよう
ご留意願います。

6 障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届について

新規事業所におかれましては、国保連合会から送付いたします「障害福祉サービス費
等の請求及び受領に関する届」を提出期日までに国保連合会にご提出願います。

また、振込先変更、開設者情報変更、事業所情報変更等、当該届に係る記載事項につ
いて変更がある場合も、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」の変更届
が必要となりますので、下記照会先へお問い合わせください。

なお、変更届の提出期限は、毎月20日(必着)です。20日以降の提出、変更届の提
出漏れ、記載誤り等がありますと、翌月支払の銀行振込み手続きができませんのでご留
意願います。

7 障害者総合支援における電子請求受付システムに関する問い合わせについて

電子請求受付システムの操作方法、入力方法に関するお問い合わせにつきましては、
ヘルプデスクにお問い合わせいただきますようお願いいたします。

障害者総合支援電子請求ヘルプデスクの受付時間等につきましては、電子請求受付
システムのログイン前の【FAQ】画面、もしくは、障害福祉サービス(または障害児
支援)電子請求受付システム(簡易入力)、または、電子請求受付システム(取込送信)
のヘルプ(H)の【問い合わせ先表示(G)]画面に掲載されておりますので、確認し
てください。

なお、システム処理の都合により、上記日程については変更になる場合がございます
のでご留意願います。

8 照会先 〒650-0021

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号(センタープラザ16階)

兵庫県国民健康保険団体連合会

業務管理部 介護福祉課 介護福祉係 障害者総合支援担当

電話 078-332-9406

FAX 078-332-9520

本当に知っていますか？たばこの害



兵庫県マスコット
はばタン

Q どうしてたばこは身体に悪いの？

A たばこの煙にはたくさんの有害物質が含まれており、がんや、しんきんこうそく心筋梗塞などの循環器疾患、じゅんかんきしっかんぜんそく、まんせいはいそくせいはいしっかん慢性閉塞性肺疾患（COPD）等の原因となることが明らかになっています。
日本では、喫煙に関連する疾患で年間約13万人が死亡していると推計されています。

たばこに含まれる三大有害物質

《タール》

ちやかつしよく茶褐色のベトベトしたヤニで、数十種類の発がん物質が含まれています。低タールたばこであっても、吸い方によってはせつしゆりよう摂取量が増加します。

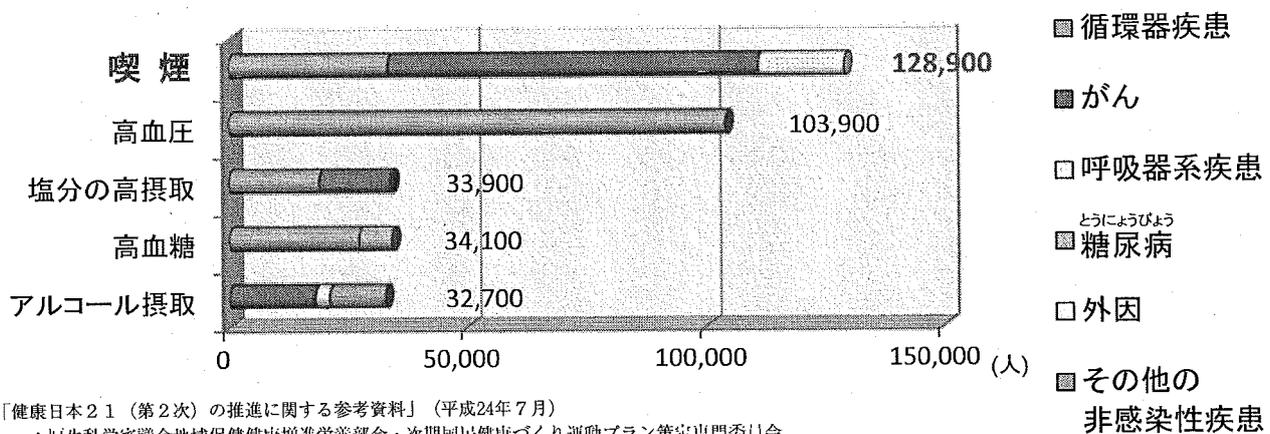
《ニコチン》

血管を収縮させ、血液の流れを悪くします。
強い依存性があるため、なかなかたばこをやめられなくなります。

《一酸化炭素》

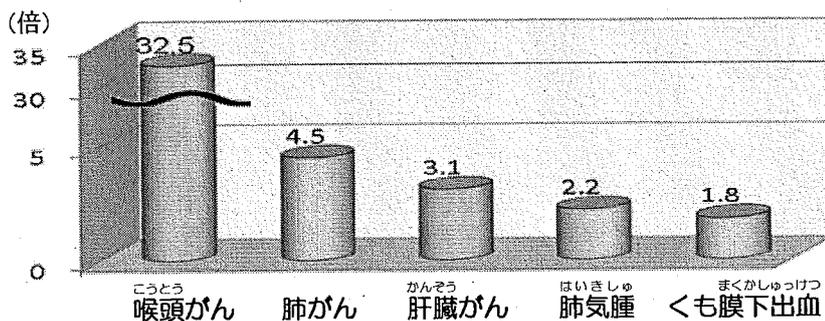
血液中のヘモグロビンと結びつき酸素の運搬を妨げ、身体が酸素不足になります。
どうみやくこうか動脈硬化を促進し、しんきん心筋梗塞等の確率を高めます。

リスク要因別の関連死亡者数（平成19年）



「健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料」（平成24年7月）
：厚生科学審議会地域保健健康増進推進部会・次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会

非喫煙者と比較した喫煙者の死亡率（非喫煙者=1）



国立循環器病研究センター「[65]まだたばこを吸っているあなたへ」

たばこの煙には「PM2.5」が含まれています！

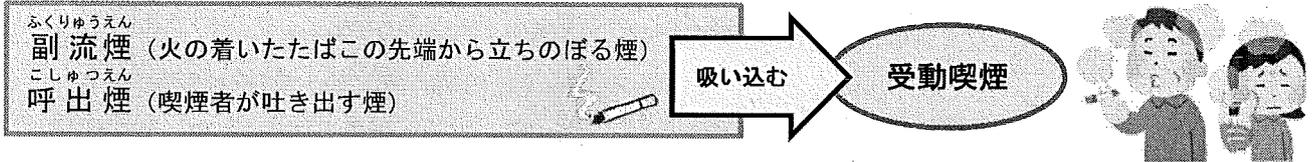
PM2.5は大気中にただよう非常に小さな粒子で、肺の奥深くまで入り込みやすく、呼吸器・循環器疾患による死亡率が上がります。

自由に喫煙できるお店のPM2.5の濃度は、汚染の程度が高い日の北京と同水準です。

厚生労働省 e-ヘルスネット「PM2.5と受動喫煙」

Q たばこを吸わない人には関係ない？

A たばこを吸わない人でも、他の人のたばこの煙を吸わされる場合があります。
これを受動喫煙じゅうどうきつえんと言い、たばこを吸わない人の健康にも悪影響があります。



受動喫煙による死亡者数（推計）

日本では受動喫煙により年間約 6,800 人が死亡していると推計されています。
(平成 26 年の交通事故による死亡者数は、全国で約 4,100 人でした。)

| 受動喫煙の場所 | 疾患 | 受動喫煙起因年間死亡数(人) | | |
|---------|-------------------------------------|----------------|-------|-------|
| | | 男性 | 女性 | 合計 |
| 家庭 | 肺がん | 201 | 1,131 | 1,332 |
| | 虚血性心疾患 <small>きょけつせいしんしゅっかん</small> | 206 | 1,640 | 1,846 |
| 職場 | 肺がん | 448 | 340 | 788 |
| | 虚血性心疾患 | 1,366 | 1,471 | 2,837 |
| 合計 | | 2,221 | 4,582 | 6,803 |

独立行政法人国立がん研究センター [平成20年人口動態統計データより推計されたもの]

子どもは特に注意！

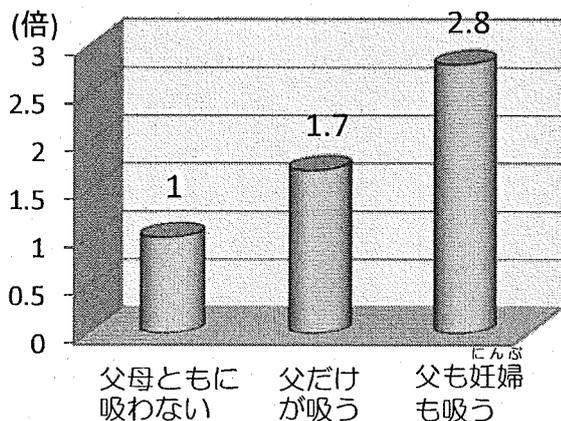
子どもの身体は、大人に比べてたばこの有害物質の影響を受けやすいため、受動喫煙によって肺機能の低下や中耳炎、乳幼児突然死症候群(SIDS)など深刻な影響を受ける可能性が高まります。

また、妊娠中は、喫煙はもとより、受動喫煙でも早産や胎児が低体重となる危険度が高まります。

両親がたばこを吸わない家庭に比べて、両親がたばこを吸う家庭では、低出生体重は約2.8倍、乳幼児突然死症候群(SIDS)は約4.7倍、危険度が高まるとされています。

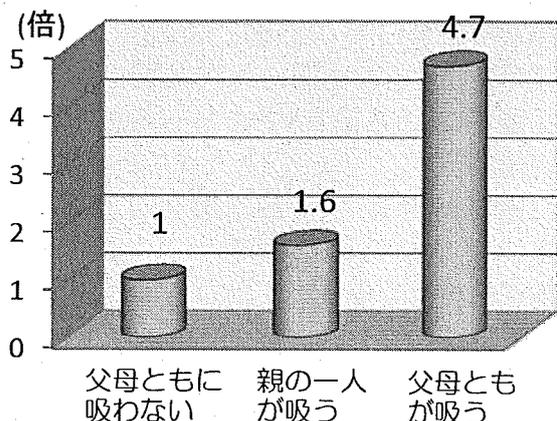


親の喫煙と低出生体重児の関係



1988.6 「厚生指標」妊婦への受動喫煙の妊娠に及ぼす影響に関する研究

親の喫煙と乳幼児突然死症候群の関係



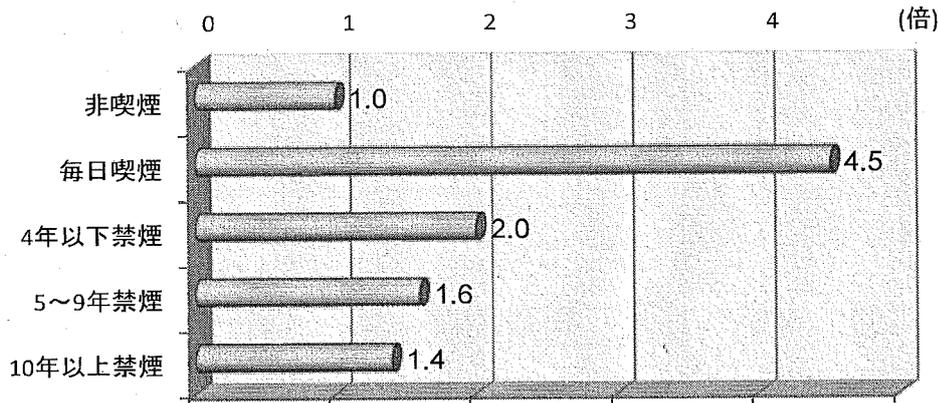
1998 厚生省心身障害研究 乳幼児死亡の防止に関する研究

Q 長年たばこを吸ってるので、今さら禁煙しても・・・？

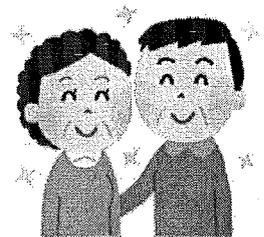
A 禁煙に遅すぎるということはありません。禁煙の開始から早ければ1ヵ月でせき等の呼吸器症状が改善し、風邪やインフルエンザ等の感染症にかかりにくくなります。2～4年で虚血性心疾患等の危険度が低下し、年数が経つにつれ、肺がんによる死亡率も明らかに低下します。禁煙治療は、健康保険が適用される場合（※）があります。あなた自身とあなたの周りの人の健康のため、禁煙をご検討ください。

※1日の喫煙本数×喫煙年数≥200等の条件があります。

禁煙後の年数と肺がん死亡率の関係



国立循環器病研究センター「[65]まだたばこを吸っているあなたへ」



禁煙治療費とたばこ代の比較



[禁煙治療費]
約 13,000～20,000 円
(健康保険3割負担の場合)

※ 禁煙治療標準期間 12 週で試算

[たばこ代]
約 36,000 円
(1日1箱(430円)の場合)

えっ？ たばこで歯が抜けるの？!

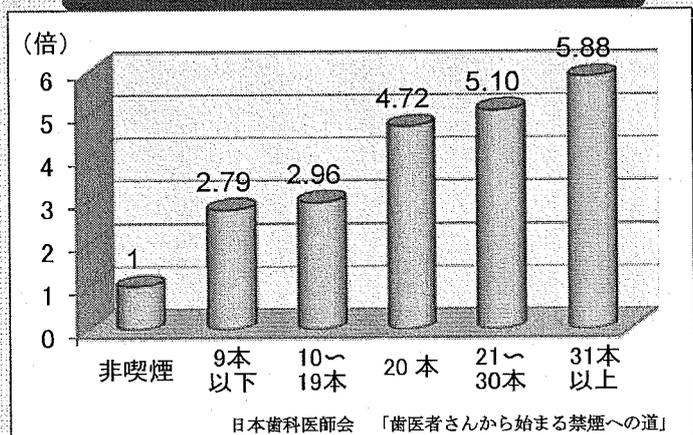
たばこの煙の入り口となる口(くち)は、直接その悪影響を受けています。歯の着色や口臭の原因となるだけでなく、歯ぐきの血液の流れを悪くし、歯周病になる確率が約3～6倍も高まります。

歯周病が進行すると最後は歯を失い、おいしくご飯を食べられなくなります。

受動喫煙でも歯周病の危険度が高くなるという報告もあります。



一日あたりの喫煙本数と歯周病の関係



Q うちには空気清浄機があるから大丈夫だと思うけど？

A 空気清浄機は、たばこの煙に含まれる有害物質（一酸化炭素等）のすべてを除去することはできません。説明書やパンフレットの注意書きをよく見てみましょう。

大手家電メーカーのパンフレット記載例

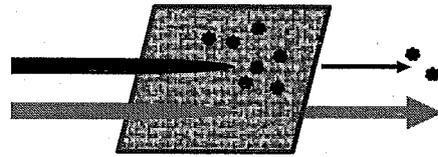
【空気清浄機の集じん・脱臭能力について】

- ・たばこの有害物質（一酸化炭素など）は、除去できません。
- ・発生し続けている臭い等は、除去しきれないことがあります。

あなたが使っている空気清浄機も・・・



粒子状物質
ガス状成分



空気清浄機

すべての有害物質を
除去できていないかも!?

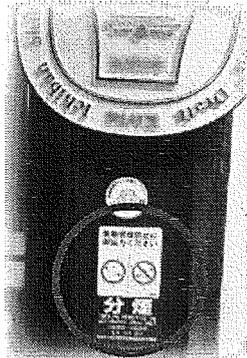
Q 禁煙や分煙と書いたステッカーを見かけたけど・・・？

A 兵庫県では、平成25年4月から「受動喫煙の防止等に関する条例」を施行しています。
 不特定、または多数の人が利用する施設は、その種類や規模により、禁煙、分煙等の対策を講じるとともに、その喫煙環境（禁煙、分煙等）を表示する必要があります。
 県民の皆さん、喫煙が禁止されている場所では、たばこを吸わないでください。
 そして、受動喫煙に対する関心・理解を深め、受動喫煙の防止にご協力をお願いします。

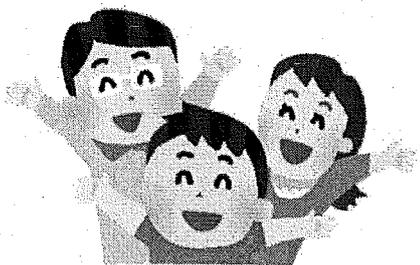
『禁煙』のレストラン



『分煙』の居酒屋



『時間分煙』のレストラン



【発行】

けんこうそうしんか
兵庫県健康福祉部健康局健康増進課

TEL : 078-341-7711 (内線 3269)

FAX : 078-362-3913

E-mail : kitsuentaisaku@pref.hyogo.lg.jp

受動喫煙とは……他人のたばこの煙を吸わされることをいいます



気づいてる？
まわりが泣いてる
その煙

兵庫県マスコット はばタン

県民の
皆さんへ

喫煙を禁止されて
いる区域で、たばこを
吸わないでください

保護者の
皆さんへ

喫煙区域に未成年者を
立ち入らせない
ようにしてください。

施設管理者
の皆さんへ

禁煙や分煙などの
対応を行い、その内容を
表示してください。

兵庫県では、受動喫煙を防止し、県民の健康で快適な生活の維持を図るため、

「受動喫煙の防止等に関する条例」

を制定しています

不特定又は多数の人が出入りする空間(公共的空間^{注1})を有するすべての施設が対象です



(注1) 「公共的空間」には対象施設のうち次に掲げる区域は含みません。

- ①居室、事務室など、従業員等の特定の者が利用、又は出入りする区域
- ②会議室、宴会場、個室など、特定の利用者が一時的に貸し切って利用する区域

(注2) 「厳格な分煙」は、たばこの煙が禁煙区域へ直接流入しないよう、床面から天井まで連する壁等で仕切り、かつ常にたばこの煙を直接屋外に排出できる設備などを備える必要があります。

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 1 | 幼稚園、保育所、小・中・高校など 病院・診療所、官公庁の庁舎、児童福祉施設など 大学、専修学校、薬局 など | <input checked="" type="checkbox"/> 禁煙 | 敷地内・建物内すべて禁煙 建物内すべて禁煙 建物内の公共的空間(注1)の禁煙 | |
| 2 | 劇場、映画館 など | <input type="checkbox"/> 禁煙 <input type="checkbox"/> 分煙 <input type="checkbox"/> 時間分煙 | 建物内の公共的空間(注1)の 禁煙 厳格な分煙(注2) 時間分煙 のいずれか | |
| 3 | 宿泊施設のフロントロビー部分 (100㎡以下に限る) 飲食店・理容所・美容所 (客室面積100㎡以下に限る) | <input type="checkbox"/> 禁煙 <input type="checkbox"/> 分煙 <input type="checkbox"/> 時間分煙 <input type="checkbox"/> 喫煙 | 建物内の公共的空間(注1)の 禁煙 厳格な分煙(注2) 時間分煙 喫煙 のいずれか | |
| 4 | 宿泊施設 理容所・美容所 物品販売店 公衆浴場 運動施設 公園 飲食店 公共交通機関 金融機関 図書館・博物館・美術館 動物園・遊園地 社会福祉施設 など | <input type="checkbox"/> 禁煙 <input type="checkbox"/> 分煙 | 建物内の公共的空間(注1)の 禁煙 厳格な分煙(注2) のいずれか | |

施設の喫煙環境を表示してください

県では以下のステッカーを無償で配布しています



「禁煙」の施設

受動喫煙防止に御協力ください



兵庫県

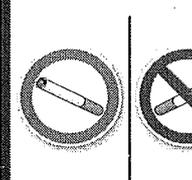
禁煙

NO SMOKING
禁煙／禁煙
구역
施設内は禁煙です

施設外に喫煙場所を設置する場合は、施設内に煙が流れ込まないようにしてください。

「分煙」の施設

受動喫煙防止に御協力ください



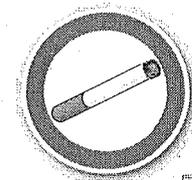
兵庫県

分煙

SMOKING PERMITTED IN DESIGNATED AREAS ONLY
分区分煙／分区分煙
구역 구역 분리
施設の一部に喫煙可能区域を設けています

施設の入口等に掲示

受動喫煙防止に御協力ください



兵庫県

喫煙区域

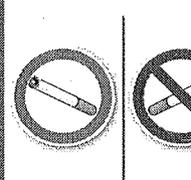
SMOKING AREA
喫煙区／喫煙區
구역 구역
この施設内での喫煙可能区域です

喫煙区域の入口等に掲示

喫煙区域に未成年者を立ち入らせないようにしてください。

「時間分煙」の施設

受動喫煙防止に御協力ください



兵庫県

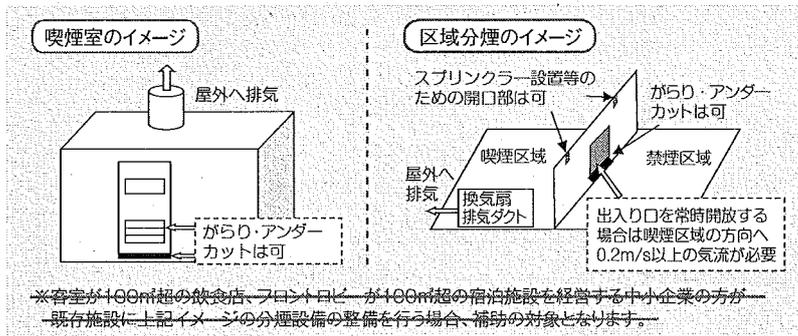
時間分煙

喫煙可能時間
SMOKING PERMITTED
BETWEEN
部分時間禁煙／部分時間禁煙
시간 시간대 의 구역 구역
喫煙可能時間と禁煙時間を分けています

喫煙可能時間に未成年者を立ち入らせないようにしてください。

※表面の2・3の施設に限ります。

※上記のほか、喫煙が可能な施設（表面3の施設）に掲示するステッカーも作成しています。





条例の詳細は、
兵庫県ホームページ
をご覧ください。



兵庫県 受動喫煙 検索

- ・条例は私的な区域における喫煙を制限するものではありません。
- ・あなたやあなたの周りの人の健康のため、禁煙に取り組みましょう。

〈お問い合わせの窓口一覧〉

| 区分 | お問い合わせ窓口 | 電話番号 |
|-------------------------|-----------------|------------------------------|
| 神戸市 | 健康福祉部健康局受動喫煙対策室 | 078-341-7711(代)(内線3245・3269) |
| 尼崎市、西宮市、芦屋市 | 芦屋健康福祉事務所 企画課 | 0797-32-0707(代) |
| 宝塚市、三田市 | 宝塚健康福祉事務所 企画課 | 0797-83-3147(ダイヤルイン) |
| 伊丹市、川西市、猪名川町 | 伊丹健康福祉事務所 | 072-785-9437(ダイヤルイン) |
| 加古川市、高砂市、稲美町、播磨町 | 加古川健康福祉事務所 企画課 | 079-421-9292(ダイヤルイン) |
| 明石市 | 明石健康福祉事務所 | 078-917-1127(代) |
| 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 | 加東健康福祉事務所 企画課 | 0795-42-5111(代) |
| 姫路市、神河町、市川町、福崎町 | 中播磨健康福祉事務所 企画課 | 079-281-9209(ダイヤルイン) |
| たつの市、宍粟市、太子町、佐用町 | 龍野健康福祉事務所 企画課 | 0791-63-5149(代) |
| 相生市、赤穂市、上郡町 | 赤穂健康福祉事務所 | 0791-43-2321(代) |
| 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町 | 豊岡健康福祉事務所 企画課 | 0796-23-1001(代) |
| 篠山市、丹波市 | 丹波健康福祉事務所 企画課 | 0795-72-0500(代) |
| 洲本市、南あわじ市、淡路市 | 洲本健康福祉事務所 企画課 | 0799-22-3541(代) |



兵庫県健康福祉部健康局受動喫煙対策室
Tel: 078-341-7711(内線3245・3269) Fax: 078-362-3913
E-mail: kitsuentaisaku@pref.hyogo.lg.jp

26 健 P2-019A4

中小企業育児・介護 代替要員確保支援助成金

育児・介護休業制度及び育児・介護による短時間勤務制度の利用を促進することを目的として、助成金を支給します。

支給対象 休業コース：従業員の育児・介護休業に対し、代替要員を新たに雇用した中小企業事業主

新 短時間勤務コース：従業員の育児・介護による短時間勤務に対し、時短部分の代替要員を新たに雇用した中小企業事業主

支給額 代替要員の賃金の1/2（月額上限10万円、総額上限100万円）

※平成28年度の事業内容は、現在兵庫県議会で審議中です。

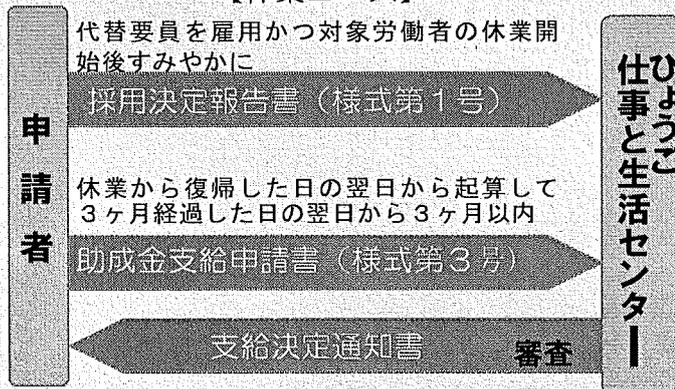


支給例

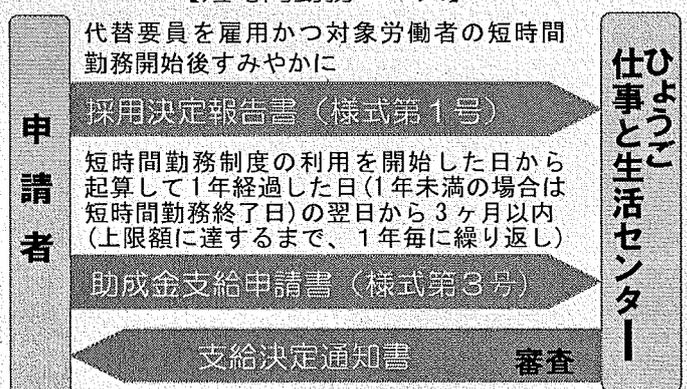
| | 代替要員（例） | 助成金支給額（例） |
|----------|---|--|
| 休業コース | 基本給：月22万円 休業期間中の代替雇用期間：16ヶ月 | 100万円 (休業復帰後に支給) 22万円×1/2=11万円 →10万円(月額上限)×16ヶ月=160万円 →100万円(総額上限) |
| 短時間勤務コース | H28年4月以降の短時間勤務制度利用開始が対象 基本給：時給1,000円 代替勤務時間：2時間 短時間勤務期間中の代替雇用期間：24ヶ月 | 48万円 (1年毎に支給) 1年目：1,000円×2h×20日×1/2=2万円 →2万円×12ヶ月=24万円 2年目：1,000円×2h×20日×1/2=2万円 →2万円×12ヶ月=24万円 |

○育児・介護休業を取得後、短時間勤務で復帰した場合、両コースの併給が可能です。

【休業コース】



【短時間勤務コース】



「申請の手引き」及び所定様式等は、ひょうご仕事と生活センターのホームページからダウンロードできます。
(H28年度版は3月中にHP公開予定) 詳しくは、裏面をご覧ください。

中小企業育児・介護代替要員確保支援助成金 チェックシート

| 事業主に関する要件 | | | チェック |
|-------------|--|---|------|
| 1 | 企業全体の規模 | 常時雇用※1する労働者が、300人以下である | |
| 2 | 申請に係る事業所の規模 <small>(いずれかにチェック)</small> | (会社等) 会社法第2条で定義する「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」 常時雇用※1する労働者が100人以下の兵庫県内の事業所である | |
| | | (上記以外の事業主) 医療法人、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、個人事業主など 常時雇用※1する労働者が20人以下の兵庫県内の事業所である | |
| 3 | 育児・介護休業法に基づいて、育児休業・介護休業制度又は育児・介護による短時間勤務制度※2について、労働協約又は就業規則等に規定している | | |
| 4 | 3により制度化された育児・介護休業取得者又は育児・介護による短時間勤務制度※2利用者がいる | | |
| 5 | 育児休業・介護休業又は育児・介護による短時間勤務制度※2利用期間中に代替要員を3ヶ月(介護の場合は1ヶ月)以上確保する予定である | | |
| 6 | ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※3の宣言企業(又は、助成金申請時までに宣言する予定)である | | |
| 7 | 過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない | | |
| 8 | 過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(委託料を含む)を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない | | |
| 9 | 雇用保険の適用事業主である | | |
| 10 | 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない | | |
| 11 | 国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない | | |
| 12 | 県税の滞納がない | | |
| 13 | 暴力団もしくはその統制下の団体でない | | |
| 14 | 当該申請年度において、本助成金における該当コースの受給は、同一の事業所で2件以内である | | |
| 15 | 法令上の人員配置基準のある施設については、基準を超える配置をしている | | |
| 対象労働者に関する要件 | | | チェック |
| | 休業コース | 短時間勤務コース | |
| 16 | 県内の事業所に勤務している | | |
| 17 | 育児休業・介護休業を開始する日までに同一企業に引き続き1年以上常時雇用※1されている | 育児・介護による短時間勤務制度※2を利用開始する日までに同一企業に引き続き1年以上常時雇用※1されている | |
| 18 | 育児休業を3ヶ月(介護休業の場合は1ヶ月)以上取得する | 育児による短時間勤務制度を3ヶ月(介護による短時間勤務の場合は1ヶ月)以上利用する | |
| 19 | 休業終了後には原職等に復帰※4する | | |
| 代替要員に関する要件 | | | チェック |
| | 休業コース | 短時間勤務コース | |
| 20 | 新たに雇入れ又は新たに派遣により確保する者である(休業後の短時間勤務復帰の場合は、代替要員の継続雇用も可) | | |
| 21 | 対象労働者と同一の事業所及び部署で勤務しており、対象労働者の職務を代行する者である | | |
| 22 | 1週間の所定労働時間が週30時間以上である | — | |

※1 期間の定めのない又は1年以上の雇用契約で、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

※2 1日の所定労働時間が7時間以上の労働者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮している制度のこと。

※3 従業員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に取り組むことを宣言する企業を登録し、広く社会に公表しつつ、宣言企業の取組を支援していくものです。詳しくは、HPをご覧ください。

※4 復帰後の勤務が、原則として休業直前の部署及び職務であること、職制及び賃金水準等が下回っていないこと。所定労働時間が20時間以上あること。

お問い合わせ・申請受付

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター ☎ 078-381-5277

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター1F FAX:078-381-5288 E-mail:info@hyogo-wlb.jp URL <http://www.hyogo-wlb.jp>

ひょうご仕事と生活センター

中小企業

育児・介護等

離職者雇用助成金

正規社員以外も
支給対象になる場
合があります!



支給対象

結婚、妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤
により離職した方を雇用した中小企業事業主

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 (拡充) |
|-----|------------------------------|--|
| 支給額 | ○正規社員：30 万円 (短時間勤務正社員を含む) | ○正規社員(短時間勤務正社員)：30 万円 ○正規社員以外(ワカ仏に限る)：15 万円 |

正規社員・・・雇用期間の定めのない労働契約による労働者で、かつ、当該企業等において正規の従業員として位置づけられている労働者(短時間勤務正社員を含む)

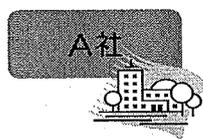
正規社員以外(ワカ仏に限る)・・・雇用期間の定めのない又は1年以上の雇用契約による労働者で、かつ事業所の所定労働時間を通じて勤務する労働者

※ 一旦正規社員以外(ワカ仏に限る)で雇用し、正規社員へ転換した場合は、転換時その差額分を支給します。

○ 上記の理由で離職した方で、このような場合も対象になります ○

- 一旦パート等の短時間労働者として雇用した後、ワカ仏・正規社員へ転換した場合
- 他の企業で離職した方をワカ仏又は正規社員として雇用した場合

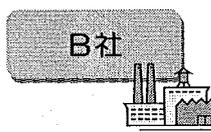
【対象事例】



2007年 入社

2011年 結婚・出産・介護等の上記理由のために退職

離職期間が6年未満 又は 離職理由が妊娠・出産・育児である場合は末子出産後2年未満



2015年 正規社員として雇用・・・B社に **30万円** を支給

正規社員以外として雇用・・・B社に **15万円** を支給
(一旦パート等の短時間労働者で入社後の転換でも可)

お問い合わせ

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター ☎078-381-5277

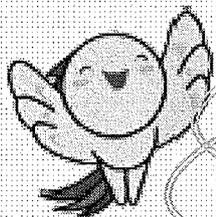
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター 1F FAX:078-381-5288 E-mail:info@hyogo-wlb.jp URL http://www.hyogo-wlb.jp

中小企業育児・介護等離職者雇用助成金 チェックシート(抜粋)

| 支給対象者(事業主)に関する要件 | | チェック |
|--------------------------|--|------|
| 1 | 常時雇用する労働者が、企業全体で300人以下の企業である 常時雇用…雇用期間の定めのない又は1年以上の雇用契約による労働者で、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上の雇用 | |
| 2 (いずれかにチェック) | (会社等)※会社法第2条で定義する「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」 常時雇用する労働者が100人以下の兵庫県内の事業所である | |
| | (上記以外の事業主)※医療法人、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、個人事業主など 常時雇用する労働者が20人以下の兵庫県内の事業所である | |
| 3 | 結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護の理由で離職した労働者(他の企業でも可)を、正規社員(短時間勤務正社員含む)若しくは正規社員以外のフルタイムかつ雇用契約が無期(または1年以上の有期雇用)で新たに雇用している | |
| 4 | 「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※」の宣言企業である(または、助成金申請時までに宣言する予定である) | |
| 5 | 育児休業・介護休業及び休業者の原職復帰等について、労働協約又は就業規則等に規定している | |
| 6 | 雇用保険の適用事業主である | |
| 7 | 国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない | |
| 8 | 事業主の取締役等が、雇入れられる対象労働者と3親等以内でない | |
| 9 | 県税の滞納がない | |
| 対象労働者(新たに雇用された労働者)に関する要件 | | チェック |
| 10 | 過去に企業等を結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護の理由で離職した者である | |
| 11 | 離職期間が6年未満 又は離職理由が妊娠・出産・育児である場合、末子出産後2年未満である | |
| 12 | 雇用保険の被保険者である | |
| その他 | | チェック |
| 13 | 当該申請年度(各年の4月1日から当該年の翌年の3月31日の間)において、本助成金の申請は2件以内である | |

すべての項目が「はい」の場合は、助成金申請のための手続きが可能です。
詳しくは、ひょうご仕事と生活センターまでお問い合わせください！

※その他、労働関係法令に関する重大な違反がないこと等、申請時にご確認いただく内容があります。



兵庫県マスコット はばタン

兵庫県は、育児・介護等で離職された方の再就職を応援しています



※ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言とは

兵庫県では働く人が仕事と生活の充実を感じ、意欲と能力を十分に発揮できるような仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる社会の構築を目指しています。この制度は、仕事と生活の調和推進に取り組むことを宣言する企業・団体を登録し、

広く社会に公表しつつ、宣言企業の取り組みを支援していくものです。(宣言書(企業名・代表者名・所在地等を記載)の提出により登録できます。)詳しくは、ひょうご仕事と生活センターまでお問い合わせください。(センターHPにも詳しく掲載しています。)

ひょうご仕事と生活センター ワーク・ライフ・バランス助成金

仕事と生活の調和推進 環境整備支援助成金

多様で柔軟な働き方を促進することを目的として、職場環境整備を行う事業主に助成金を支給します。

支給対象

女性や高齢者等の職域拡大及び多様な働き方を導入するために職場環境整備を行った中小企業事業主

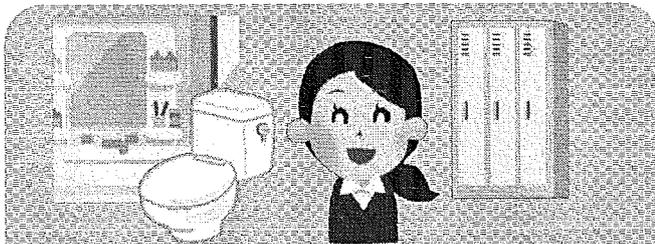
支給額

対象経費の1/2（上限200万円）

対象となる事業例

※ 詳細は裏面をご確認ください。

女性や高齢者等の職域拡大

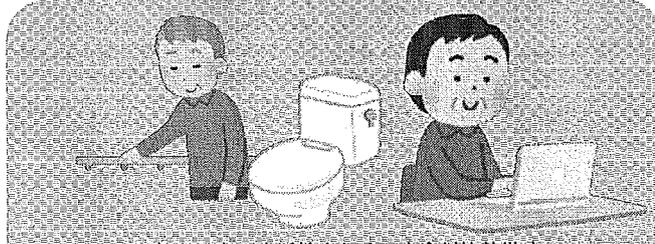


女性（男性）が少ない職場への女性（男性）の職域拡大のための専用施設整備等

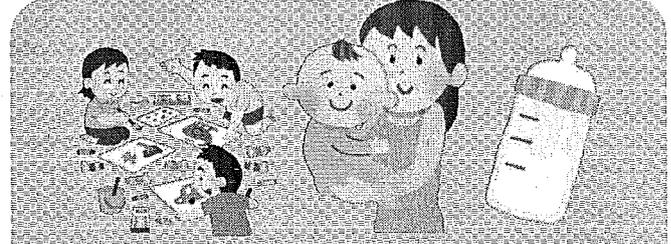
多様な働き方導入



在宅勤務システムの導入



高齢労働者の職域拡大のための安全対策整備や補助機器の設置等



事業所内託児スペースの整備

事業を開始する日の概ね2週間前まで

支給申請書（様式第1号）

申請者

支給決定通知書

審査

事業完了後30日以内

実績報告書（様式第8号）

支給決定通知書

審査

仕事と生活センター

「申請の手引き」及び所定様式等は、ひょうご仕事と生活センターのホームページからダウンロードできます。（H28年度版は3月中にHP公開予定）詳しくは、裏面をご覧ください。



仕事と生活の調和推進環境整備支援助成金 チェックシート

| | 支給要件 | チェック |
|----|---|------|
| 1 | 常時雇用する労働者（期間の定めのない又は1年以上の雇用契約で、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上）が、企業全体で300人以下である | |
| 2 | 「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※」の宣言企業である（または、助成金申請時までに宣言する予定である） | |
| 3 | 従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を目的として、下記の対象事業を実施する予定の兵庫県内の事業所である。 | |
| 4 | 申請する助成対象経費について、国等の助成金等の支給を受けて（受けようとして）いない | |
| 5 | 過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない | |
| 6 | 過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等（委託料を含む）を受け、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない | |
| 7 | 雇用保険の適用事業主である | |
| 8 | 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない | |
| 9 | 国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない | |
| 10 | 県税の滞納がない | |
| 11 | 暴力団もしくはその統制下の団体でない | |

※ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言…従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組むことを宣言する企業を登録し、広く社会に公表しつつ、宣言企業の取組を支援していくものです。詳しくは、HPをご覧ください。

対象事業等一覧表

（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のために必要と認められるものに限りです。）

| 目的 | 対象事業 | 対象経費 |
|--------------|--|--|
| 女性や高齢者等の職域拡大 | 女性（男性）が少ない職場への女性（男性）の職域拡大 ・専用トイレ、更衣室の整備 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・改築・設置工事費 ・設計監理料 ・備品等購入費 |
| | 高齢者の職域拡大 ・安全対策整備 ・高齢者用補助機器の設置 等 | |
| 多様な働き方導入 | 事業所内託児スペースの整備 | |
| | 在宅勤務システムの導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・端末（在宅用に限る）購入費 ・システム・ネットワーク構築費 |

※ 法令遵守等のための環境整備等、通常業務に不可欠である事業は助成金の対象となりません。

※ 対象経費について、運用経費（リース料等）は含みません。

お問い合わせ・申請受付

公益財団法人兵庫県労働福祉協会

ひょうご仕事と生活センター ☎ 078-381-5277

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター 1F FAX:078-381-5288 E-mail:info@hyogo-wlb.jp URL http://www.hyogo-wlb.jp

相談員派遣

研修企画・実施

従業員意識調査

宣言・認定・表彰制度

助成金

会社がよくなる。職場がよくなる。
「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」
に取り組んでみませんか。

ワーク・ライフ・バランスとは、企業が従業員の仕事と家庭生活の両立を支援し、働き続けやすい職場環境をつくる取組です。

経営者



人材の定着
生産性の向上

- 柔軟な勤務体制づくり
 - ・育児・介護休業制度
 - ・短時間勤務・在宅勤務制度
- 働き方の見直し
 - ・業務内容の洗い出し
 - ・タイムマネジメント(時間管理)
 - ・コミュニケーションの活性化

従業員



仕事と家庭の両立
意欲の向上

Hyogo Prefecture

障害者総合支援法関係事業者説明会（平成28年3月16日・18日）

- ① 障害者差別解消法施行への対応
- ② 障害者虐待の防止

兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班（障害者権利擁護担当）

- ① 障害者差別解消法施行への対応

01 障害者差別解消法による規制

| | 法的義務 | 参照 | 主な内容 |
|--|--|---|--|
| 一般的な事項 (サービスの提供等) 障害者差別解消法 | ①不当な差別的取扱の禁止 →法的義務 ②合理的配慮の不提供の禁止 → [行政] 法的義務 [事業者] 努力義務 | ・法律 ・基本指針 ・事業分野ごとの対応指針 | 【不当な差別的取扱の禁止】 ○財・サービスの提供を拒否したり、場所・時間帯等を制限する等の不利な取扱をしてはならない。 【合理的配慮の不提供の禁止】 ○障害者から意思の表明があった場合、社会的障壁を取り除くための配慮を行う（実施が過重な負担とならない場合）。 ○双方の建設的な対話等を通じて必要かつ合理的な範囲内で柔軟に対応を行う。 |
| 事業主の立場で労働者に行う措置 (雇用・就業等) 障害者差別解消法 障害者雇用促進法 | ①不当な差別的取扱の禁止 →法的義務 ②合理的配慮の不提供の禁止 →法的義務 ③相談窓口の設置 →法的義務 ④自主的な紛争解決の仕組み →努力義務 | ・法律 ・基本方針 ・差別禁止指針 ・合理的配慮指針 | 【不当な差別的取扱の禁止】 ○募集・採用において均等な機会を提供する。 ○賃金決定や教育訓練、福利厚生施設利用等で均等に取扱う。 【合理的配慮の不提供の禁止】 ○募集・採用において、申出に基づき必要な措置を実施する。 ○均等待遇や能力発揮の支障となる事情を改善するために必要な施設整備、援助者の配置等を行う。 ○事業主に過重な負担となる時はこの限りでない。 |

02 法解釈の留意事項

| | 法の規定 | 運用上の留意事項 |
|---------|--|--|
| 法違反への対応 | 事業者への規制 主務大臣による報告の徴収並びに助言、指導及び勧告 (法第12条) 地方公共団体の長等が処理する事務 (施行令第3条) | ①法施行令(第3条)により、 個別法で指導・監査権限が都道府県知事・市町長に下りている事業分野については、差別解消のための報告徴収・指導・勧告も、主務大臣に代わって都道府県知事・市町長が実施する。 ②定例の監査等で障害者差別に関する状況を確認するが、悪質なケースの情報提供等があった場合は個別に調査を行うこともある。 |
| | 行政機関への規制 規定なし | ①処分性を伴う行政行為の場合は、行政不服審査法に基づく不服申立の中で必要な措置を行う。 ②処分性を伴わない行政行為の場合は、当該機関の服務規律に従い、必要な措置を行う。 |
| | 障害者の保護 私法上の効力なし | ①差別解消法をもって 法律行為の無効化や、合理的配慮の請求権を導くことはできない。 ②救済は民法の一般原則(公序良俗・信義則違反、不法行為等)に基づき、民事訴訟で行う。 |
| 法解釈の留意点 | 個人に対する規制は対象外 | 一般私人や個人の思想・言論等の自由は、憲法上保障されている権利であるため対象にならない。 |
| | 障害者間の差別は対象外 | 不当な差別的取扱いとは、障害者でない者との平等な扱いができていないかどうか対象となる。 |
| | 間接的な差別は対象外 | あくまで障害者本人を対象としており、障害児を持つ親が受けた行為等は差別には該当しない。 |

03 不当な差別的取扱い等の具体的事例

障害者差別解消法施行後、おそらくこんなやり取りが発生

障害者：どうして〇〇してもらえないんだ。障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務違反だ！

職員：申し訳ありませんが、xxの事情で、ご要望にお答えすることが難しいのです【理由の説明】。
〇〇のかわりに、△△という方法でお願いできないでしょうか【代替案の提示】。

| 区分 | 具体的な内容 |
|-----------|---|
| 不当な差別的取扱い | ① 障害を理由に窓口対応を拒否する。 ② 障害を理由に対応の順序を後回しにする。 ③ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。 ④ 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。 ⑤ 特に必要ではないにも関わらず、障害を理由に、付添者の同行を求める等の条件を付ける。 |
| 合理的配慮の提供 | ① 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す等する。 ② 別室での休憩の申出があったが、部屋の確保が困難であるため、事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。 ③ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。 ④ 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。 ⑤ 視覚障害者に会議資料等を送付する際、読み上げソフトに対応できるようテキストデータで提供する。 ⑥ 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。 ⑦ 順番を待つことが苦手の障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。 ⑧ 非公表情報・未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。 |

04 基本条例・差別解消条例の制定状況

【障害者基本条例に該当するもの（都道府県）】

| | | |
|------|---|---------|
| 制定済み | 2 | 北海道、山梨県 |
|------|---|---------|

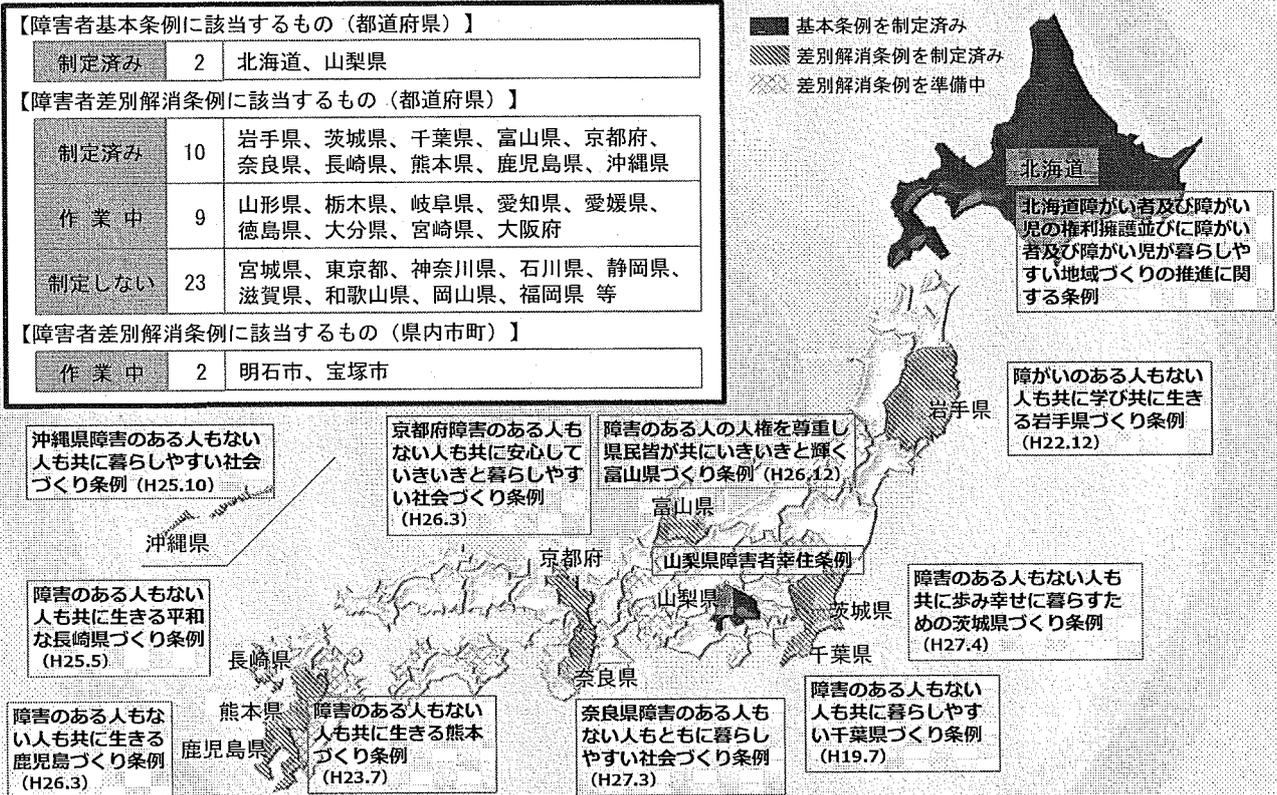
【障害者差別解消条例に該当するもの（都道府県）】

| | | |
|-------|----|--|
| 制定済み | 10 | 岩手県、茨城県、千葉県、富山県、京都府、奈良県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 |
| 作業中 | 9 | 山形県、栃木県、岐阜県、愛知県、愛媛県、徳島県、大分県、宮崎県、大阪府 |
| 制定しない | 23 | 宮城県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、滋賀県、和歌山県、岡山県、福岡県 等 |

【障害者差別解消条例に該当するもの（県内市町）】

| | | |
|-----|---|---------|
| 作業中 | 2 | 明石市、宝塚市 |
|-----|---|---------|

■ 基本条例を制定済み
 ■■■ 差別解消条例を制定済み
 ■■■■ 差別解消条例を準備中



05 兵庫県障害者差別解消推進要綱の策定

(目的)

第1 兵庫県（以下「県」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第3条に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害者が地域の一員として自立と社会参加ができる環境を築くため、この要綱を定める。

(基本的な考え方)

第2 県は、次に掲げる事項を基本的な考え方とし、障害者施策を実施するものとする。

- (1) 全ての県民は、障害の有無によって分け隔てなく、等しく基本的人権を享有する個人として尊厳が尊重されること。
- (2) 全ての県民は、障害者との交流及び人権を尊重するための教育等を通じ、障害についての知識及び理解を深め、ユニバーサル社会の推進を図る必要があること。
- (3) 全ての障害者は、必要に応じて適切な支援を受けつつ、自分の行動を自らの意思に基づき決定する機会が尊重されること。
- (4) 全ての障害者は、障害に加えて、性別、年齢その他の複合的要因により、特に困難な状況に置かれる場合等において、その要因に応じた適切な配慮が必要であること。
- (5) 全ての障害者は、社会、経済、文化、スポーツその他あらゆる分野の活動に参加する機会を排除されないこと。
- (6) 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が尊重され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (7) 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(県の役割)

第3 県は、第2に規定する基本的な考え方に基づき、障害者施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、障害者施策の策定及び実施にあたり、障害者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、その意思を十分に尊重するものとする。

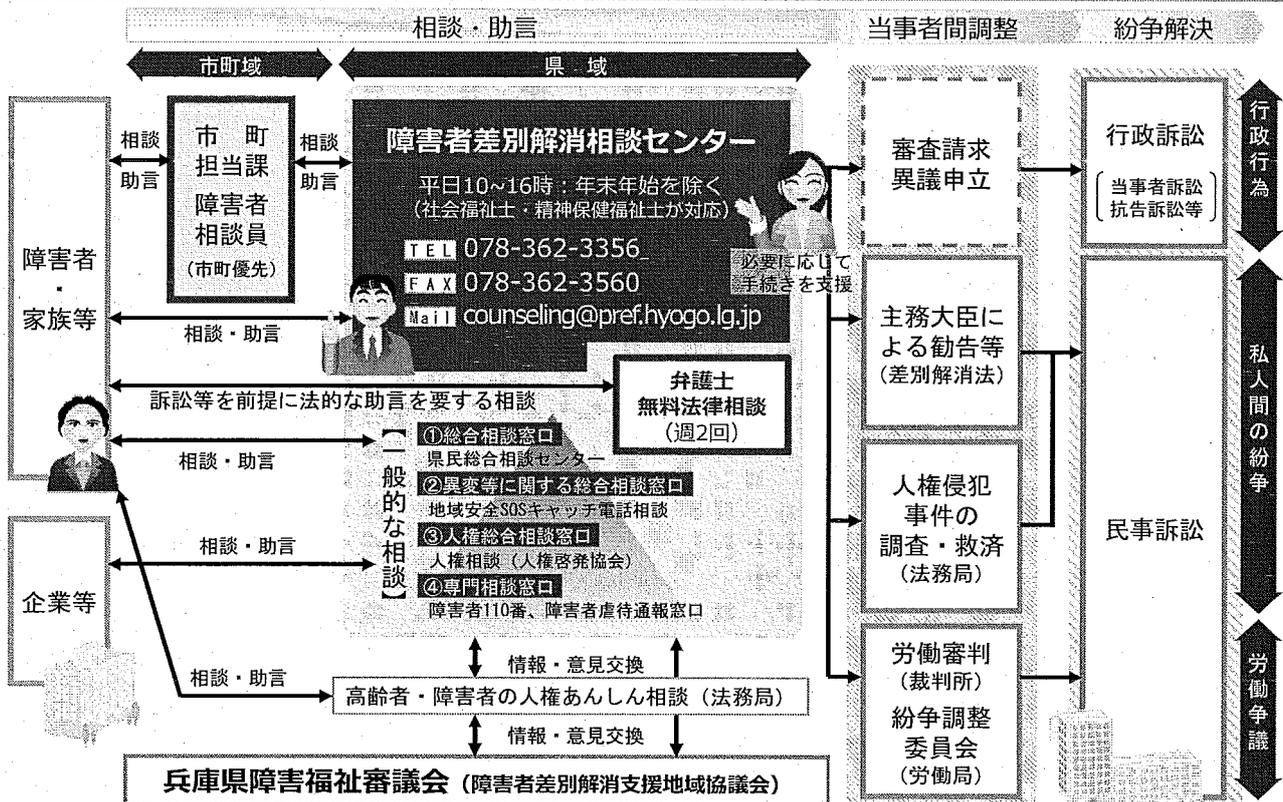
(県民及び事業者等との協働)

第4 県は、県民及び事業者等に対し、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害者施策に協力するよう求めるものとする。

2 県は、事業者等による合理的配慮の提供等について適切な支援を行うため、兵庫県合理的配慮アドバイザーを設置する。

第5～第10 [略]

06 障害者差別解消相談センターの設置

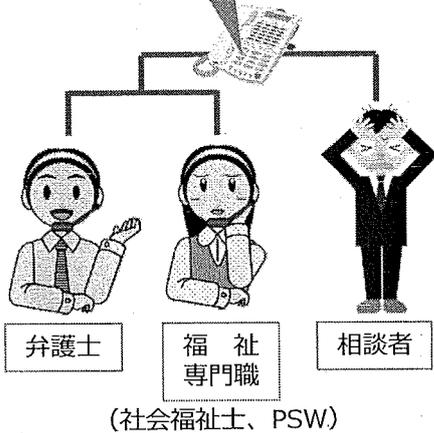


07 弁護士・福祉専門職法律相談の開催

弁護士・福祉専門職法律相談制度の仕組み

- ①既に訴訟を念頭に置いている方や、成年後見・財産管理・人権問題等、法的な観点からのアドバイスを必要とする方を対象に、無料の法律相談を実施（週2回、13時～16時）
 ②三者間同時通話システムを活用し、弁護士・福祉専門職（社会福祉士or精神保健福祉士）が相談に対応

【電話】 078-362-0074
 【ファクス】 078-362-0084



| | |
|-----------|--|
| 事業開始 | 平成27年4月～（平成28年度～見直し） |
| 実施回数 | 週2回（毎週火・木曜日）13～16時 ※火曜日は県委託事業として実施 木曜日は兵庫県弁護士会の自主事業 |
| 対象者 | ①障害者本人 ②家族や支援機関職員等 ③行政職員・地域包括支援センター職員 ④障害者雇用の企業人事担当者 等 |
| 対象となる相談内容 | 法律的観点の助言がふさわしいもの ①差別や虐待等人権に関する相談 ②財産管理や成年後見に関する相談 ③消費者被害に関する相談 ④高齢・障害関連法規の解釈 等 |

※事前予約制は平成27年度をもって廃止

② 障害者虐待の防止

08 県内の虐待通報・認定件数

傾向のポイント

- 法施行から3年が経過したことによる制度定着の効果もあり、通報件数・虐待認定件数ともに増加した。
(ただし全国ベースでは通報は減少)
【通報：⑮213件→⑳307件】
【認定：⑮48件→⑳72件】
- 通報等のうち、虐待が認められた割合は23.5%（前年度比+1.0pt）となっている（全国ベースは33.0%）。
- 養護者による虐待が通報の58.3%（前年度比+0.6pt）、認定の65.3%（前年度比▲5.5pt）を占める。
- 虐待を受けた者の障害種別では、知的障害者が全体の46.1%を占める。
- 27年度は下関市（生活介護）の他、市立高砂児童学園（児童発達支援）の事案等、マスコミ報道で大々的に取り上げられる機会も多かった。

【平成25～26年度虐待通報等及び認定件数（件）カッコ内は全国計】

| | 平成25年度 | | 平成26年度 | |
|--------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 通報等件数 | 認定件数 | 通報等件数 | 認定件数 |
| 施設従事者等 | 63 (1,860) | 9 (263) | 98 (1,760) | 19 (311) |
| 養護者 | 123 (4,635) | 34 (1,764) | 179 (4,458) | 47 (1,666) |
| 使用者 | 27 (628) | 5 (253) | 30 (664) | 6 (299) |
| 計 | 213 (7,123) | 48 (2,280) | 307 (6,882) | 72 (2,276) |

※県・市に通報があったもので、虐待の疑いありと労働局に報告した件数のみ計上

【平成26年度虐待種別・被虐待者種別（件）※使用者は労働局が別途集計】

| | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 放棄・放任 | 経済的虐待 | 計 |
|--------|-------|------|-------|-------|-------|----|
| 施設従事者等 | 13 | 2 | 8 | 0 | 1 | 24 |
| 養護者 | 36 | 4 | 16 | 5 | 9 | 70 |
| 計 | 49 | 6 | 24 | 5 | 10 | 94 |

| | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | その他 | 計 |
|--------|------|------|------|------|-----|----|
| 施設従事者等 | 8 | 21 | 3 | 2 | 0 | 34 |
| 養護者 | 19 | 20 | 13 | 0 | 3 | 55 |
| 計 | 27 | 41 | 16 | 2 | 3 | 89 |

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

09 通報義務の徹底と公益通報者の保護

内部告発者に賠償請求 埼玉・鹿児島県の障害者施設（日本経済新聞 平成27年11月23日抜粋）

障害者の通所施設で虐待の疑いに気づき自治体に内部告発した職員が、施設側から名誉毀損などを理由に損害賠償を求められるケースが埼玉県と鹿児島県で起きていることが22日、分かった。障害者虐待防止法では、虐待の疑いを発見した職員は市町村に通報する義務がある。施設側の対応に法曹関係者らから「職員が萎縮して、虐待が闇に葬られてしまう」と批判が出ている。

さいたま市の就労支援施設に勤めていた女性元職員は10月、運営主体のNPO法人から約672万円の損害賠償請求を通知する内容証明郵便を受け取った。女性は「略」3月に市へ通報。市は施設へ監査に入った。女性が自主退職した後の6月、虐待を認定、改善勧告を出した。施設側は「女性はテレビ局の取材も受け、他にも虐待があったと虚偽の説明をした」と主張。「外部からの業務受託の予定が取り消され、損害を受けた」として賠償を求めているが、女性は争う構えで、裁判に発展する可能性もある。【略】

公益通報の要件

- 労働者による通報であること（元従業員は対象外）
- 通報が不正の目的（積極的な害意）ではないこと
- 労務提供先に関する通報であること（私生活等除外）
- 通報対象事実を含む通報であること
 - 生命・財産等の保護に関わる法律に違反する行為
 - 実効性が刑罰により担保される法令違反行為の事実
- 指定の通報先に通報すること

- 公益通報を理由とする解雇の無効（保護法第3条）
- 派遣元との派遣契約の解除無効（第4条）
- 減給・降格等事実上の不利益取扱い禁止（第5条）

留意事項等

- 裁判を受ける権利は憲法で保障されており、制度上は名誉毀損での訴訟は妨げられない。
- 適切に通報した者に対して通報を理由に損害賠償請求を行うことは、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものである（平成28年1月20日、全国厚生労働関係部局長会議）。
- 保護の対象となるか否かは通報時における「**真実相当性**」が判断材料になり、仮に虐待が認定されなかったとしても、それをもって保護対象から外れるわけではない。

留意事項（居宅系、GH、相談支援）

（厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」より抜粋）

（2）人員配置基準等について

① 行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護における従業者要件については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、従業者の更なる資質の向上を図るため行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、平成30年3月31日までの間、経過措置を設けているので、経過措置期間中に経過措置の対象となっている者については、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の積極的な受講に努めていただきたい。

なお、行動援護従業者における行動援護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の受講状況等に関する調査を今後行う予定であるので、ご協力いただきたい。

<行動援護におけるヘルパーの要件>

- 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

<行動援護におけるサービス提供責任者の要件>

- 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

平成27年4月より行動援護従事者養成研修が必須化されています。
経過措置は平成30年3月31日に終了します。

1 サービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者

経過措置（平成30年3月31日まで）

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・居宅介護従業者養成研修1級修了者
- ・居宅介護従業者養成研修2級修了者又は初任者研修修了者で3年以上の実務経験のある者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有する者

2 従業者（サービス提供職員）の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者

経過措置（平成30年3月31日まで）

居宅介護従業者の要件を満たす者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者

(厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」より抜粋)

② 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成30年3月31日まで延長したところである。

経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について」(平成26年10月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わないこと、経過措置期間中の経過措置の対象となっている者(以下「経過措置対象者」という。)の状況を定期的に報告いただくとともに、経過措置対象者が多い都道府県においては、同行援護従業者養成研修実施計画書を策定し、活用する等、経過措置期間中における経過措置対象者の積極的な解消に努めていただきたい。

(参考)「同行援護従業者養成研修の受講状況等調査」(厚生労働省調査)

経過措置対象者の状況は以下のとおりである。(27年10月1日現在、全国集計値)

- ① 従業者 : 全従業者のうち 22.7%が経過措置対象者
- ② サービス提供責任者 : 全サービス提供者のうち 46.5%が経過措置対象者

同行援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

同行援護に係る人員配置基準上の経過措置は平成30年3月31日に終了します。
経過措置の再延長はありません。

1 サービス提供責任者の資格要件

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・居宅介護従業者養成研修1級修了者
- ・居宅介護従業者養成研修2級修了者
又は初任者研修修了者で3年以上
の実務経験のある者



同行援護従業者養成研修
(一般課程+応用課程)の修了者



経過措置 (平成30年3月まで)
左に該当する場合、同行援護従業者養成研修
(一般課程+応用課程)の修了者とみなす

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

2 従業者 (サービス提供職員) の資格要件

同行援護従業者養成研修 (一般課程) の修了者

※兵庫県では、移動支援従業者養成研修の視覚分野修了者については、上記一般課程の修了者とみなす



経過措置 (平成30年3月まで)

居宅介護の従業者要件を満たす場合、同行援護従業者養成研修 (一般課程) の修了者とみなす

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者



1年以上の視覚障害に関する実務経験
(直接処遇)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

③ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の1つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上」については、「暫定的な要件(※)」とされているとともに、介護保険における訪問介護では、平成27年度より報酬上30%減算の取扱いとしているところであり、サービス提供責任者の資質の向上を図る観点から、早期に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるようお願いしたい。

なお、サービス提供責任者の「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上」の要件については、次期報酬改定において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上、業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものことから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得し、努力しなければならないものであること。(障害者の日常生活及び社会生活に支障をきたす原因となる状態を有する者に対する支援のための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発1206001通知))

イ 訪問系サービスにおけるヘルパーの要件の1つであるいわゆる3級ヘルパーについては、介護保険における訪問介護では平成21年度より報酬上の評価を廃止したところであるが、障害福祉の訪問系サービスにおけるいわゆる3級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、現在でも従事可能としている。しかしながら、ヘルパーの資質向上を図るためにも、居宅介護職員初任者研修の受講を促進していただくようお願いしたい。

なお、いわゆる3級ヘルパーの要件については、次期報酬改定において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

障 障 発 0310 第 1 号
平成 28 年 3 月 10 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

居宅介護（家事援助）の適切な実施について

居宅介護（家事援助）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）において、単身の利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者が利用できることとされている。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、サービス等利用計画の作成に当たり、相談支援事業所は、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めるとともに、サービス等利用計画作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整を継続的に行う（モニタリング）こと等により、居宅介護（家事援助）の適切な運用に努めることとされている。

こうしたことを踏まえ、平成 27 年度予算執行調査等において、居宅介護（家事援助）の利用については、「家族等同居人の状況については、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」等の指摘を受けた。

については、居宅介護（家事援助）の適切な運用に資するため、下記のとおり留意事項をまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

1 居宅介護（家事援助）の利用実態等について

平成 27 年度予算執行調査において、居宅介護（家事援助）の利用については、

- ① 同居人の有無では、全体的に同居人無の方が利用時間が多くなっているが、さらに障害種別や障害支援区分別で分析を行うと、精神障害者の区分 1～3 については、同居人有の者の利用時間が多くなっており、この点について、支援区分の低い精神障害者の状態像を含め、その要因分析を行い、支給内容が適正かどうか確認する必要があるのではないか。
- ② サービス利用者に同居人がいる場合、当該同居人について家事を行うことが困難かどうか調査し、支給の要否を判断する必要があるが、障害者本人からの聞き取りのみ等、同居人の状態を直接同居人に確認していない場合や、支給決定後において、同居人の状況の変化の有無を確認していない場合等、自治体が同居人の状況についても必ずしも十分に把握していないと考えられる例が散見された。

等の調査結果を踏まえ、「家族等同居人の状況については、支給決定後も含め、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」等と指摘されたところ。

また、社会保障審議会障害者部会において、「居宅介護については、実質的に相談目的で利用されている事例がある」との指摘も受けている。

2 居宅介護（家事援助）の適切な運用に向けた留意事項について

上記を踏まえ、以下のとおり市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項をまとめたので、内容を御了知の上、居宅介護（家事援助）の適切な運用に努めていただきたい。

（1）市町村における留意事項について

居宅介護（家事援助）は、単身の利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者が利用できることとなっている。

しかしながら、支給決定時から同居している家族等の状況に変化が生じていたり、個人の状態像や置かれている環境等に比して必要以上に長時間（1回あたり概ね1時間以上）利用されている場合もある。

そのような状況を踏まえ、市町村は、

- ① 相談支援事業所から支給決定に係るサービス等利用計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認するとともに、特に、障害支援区分の低い利用者（障害支援区分 1 又は 2）の居宅介護（家事援助）における生活等に関する相談を目的とした長時間（1回あたり概ね1時間以上）利用の場合にあっては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。
- ② 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行う。等を行うことにより、適切にサービスの支給決定を行うこと。

（2）相談支援事業所における留意事項について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発第

0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (以下「相談指定基準解釈通知」という。) 第二 2 (11) ⑤において、「サービス等利用計画の作成又は変更に当たっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない」としていることを踏まえ、サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間(1回あたり概ね1時間以上)の居宅介護(家事援助)の利用を希望する場合は、居宅介護(家事援助)によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。

また、相談指定基準解釈通知第二 2 (11) ⑤において、「相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整を継続的に行うこと」としていることを踏まえ、モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。

(3) 居宅介護事業所における留意事項について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 第三 3 (4) 及び 4 (5) において、「指定居宅介護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこと」としていることを踏まえ、サービス担当者会議等において、例えば、長時間(1回あたり概ね1時間以上)の居宅介護(家事援助)を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

業務管理体制整備について

障害者（児）施設・事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。
届出を行っていない事業者については、速やかに届出を行う必要があります。
また、届出事項に変更が生じた場合や、サービスを全て廃止した場合等も届出の必要があります。

- 届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

＝業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類＝

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定障害児相談支援事業者

- 整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所等の数に応じ定められています。

| 対象事業者 | 業務管理体制整備の内容 | | | 届出事項 |
|-------------|-------------|-----------|-----------|---|
| | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守規程の整備 | 定期的な監査の実施 | |
| 全ての事業者 | ○ | × | × | 事業者の名称等、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名 法令遵守責任者の氏名、生年月日 |
| 事業所数 20 以上 | ○ | ○ | × | 上記に加え、法令遵守規程の概要 |
| 事業所数 100 以上 | ○ | ○ | ○ | 上記に加え、業務執行の状況の監査の方法の概要 |

- 届出先

| 区 分 | 届出先 |
|--|------------------------------------|
| ① 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者 | 厚生労働省本省 |
| ② 計画相談支援又は障害児相談支援のみを行う事業者で、全ての事業所等が同一市町内に所在する事業者 | 各市町 |
| ③ 上記以外の事業者 | 兵庫県(各県民局または本庁)、 神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市 |

※ 兵庫県を届出先とする場合は、法人所在地を所管する各県民局に提出してください。
なお、神戸市所在の法人が複数市で事業を行う場合の届出先は県障害福祉課・障害者支援課です。
(根拠法が障害者総合支援法の場合は障害福祉課、児童福祉法の場合は障害者支援課)

※ 政令・中核市のみで事業を行う場合

○ 障害者総合支援法に基づく事業

→ 神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市の各市内のみで事業を行う事業者は各市へ

○ 児童福祉法に基づく事業

→ 神戸市内のみで事業を行う事業者については神戸市へ

* 複数の市で事業を運営する事業者の届出先は兵庫県となります。

26年度指導監査における主な指摘内容(居宅系)【暫定版】

□人員に関すること 14件

| |
|--|
| サービス提供責任者又は従業者の員数が常勤換算方法で配置基準を満たしていない。 |
| 管理者の兼務が多すぎるため、管理業務に支障をきたしている。 |
| 従業者の採用時に適切に資格確認を行っていない。 |

□設備に関すること 2件

| |
|-----------------------------------|
| 利用者の居室を、本来とは異なる用途(職員の仮眠室)に使用していた。 |
|-----------------------------------|

□サービス提供手続等に関すること 74件

| |
|--|
| 契約内容及び重要事項説明について、利用者の同意を得ていない。 |
| 契約書や重要事項説明書に不備(内容、押印漏れ等)がある。 |
| 契約の開始日までに、利用者等への説明、同意、契約締結を行っていない。 |
| 利用契約の際に、サービスの内容、契約支給量等を市町に報告していない。 |
| 従業者に身分を証する書類を携行させていない、発行していない。 |
| サービス提供記録が作成されていない利用者がある。 |
| サービス提供記録に不備(サービス内容、提供時間等)がある。 |
| 介護保険との併給者について、介護保険と障害のどちらでサービス提供したのかサービス提供記録で区別されていない。 |
| サービス提供記録について、利用者等から確認を受けていない。 |
| 法定代理受領により市町から介護給付費等の支給を受けた場合に、利用者に対し、介護給付費等の額を通知していない。 |

□個別支援計画の作成等に関すること 44件

| |
|---|
| 個別支援計画を作成していない、または利用者等に交付していない。 |
| 個別支援計画について、利用者及びその家族に内容を説明し、同意を得ていない。 |
| 個別支援計画の作成にあたりアセスメントを行った記録がなく、具体的内容の記載もない。 |
| 個別支援計画に具体的な内容が記載されていない。 |
| 個別支援計画の定期的な見直しが行なわれていない。 |

□運営管理(規程・人事・労務・事務等)に関すること 75件

| |
|--|
| 従業者の出勤簿またはタイムカードが整備されていない。 |
| 月ごとの勤務表を作成していない。 |
| 一部の従業者と雇用契約を締結していない。 |
| 従業者の資質向上のための研修を実施していない。 |
| 運営規程の内容が実態と合致していない。 |
| 運営規程等重要事項を事業所の見やすい場所に掲示していない。 |
| 変更届(管理者、サービス提供責任者、区画等)が提出されていない。 |
| 従業者及び退職者が、業務上知り得た利用者等に関する秘密の保持に必要な措置を講じていない。 |

□苦情処理体制、衛生管理に関すること 5件

苦情を受け付けた場合に、その内容等を記録していない。

□非常災害対策、事故対応に関すること 15件

定期的な避難訓練を実施していない、またはその記録を保管していない。

防火管理者を定めておらず、消防計画も策定していない。

サービス提供中に事故が発生した場合に、市町へ報告していない。

□自立支援給付費に関すること 26件

サービス提供記録と請求の提供時間が一致しない。

計画に本人の署名または押印、日付が抜けているものがあつた。

食事提供体制加算を算定している利用者から、食材料費以上に金銭を徴収していた。(短期入所)

2人介護の実施にあたって、利用者の同意を得ていない。(居宅介護ほか)

特定事業所加算について、従事者に対し個別に具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成していない。(居宅介護ほか)

特定事業所加算を算定する場合に、全ての従業者に対して健康診断等を定期的実施していない。(居宅介護ほか)

平成27年度中の兵庫県下の障害福祉サービス事業者等の処分案件

| 処分者 | サービス名 | 取消・効力停止年月日 | 処分 | 概要 | 処分理由 |
|-----|--|------------|-----------------|-----------|---|
| 兵庫県 | 放課後等デイサービス | 2015/4/1 | 全部効力停止 (3ヶ月) | 不正手段による指定 | 児童発達支援管理責任者について、経験が不足している者を、実務経験年数を満たしているように装って申請し、不正に指定を取得した |
| 兵庫県 | 放課後等デイサービス 児童発達支援 | 2015/4/1 | 指定取消 | 不正請求 | 定員を超過した日の利用者を異なる日や別事業所で利用したかのように装い、定員超過減算逃れを行った |
| | | | | 人員基準違反 | 多機能型の特例によらない人員を配置し、高い報酬を算定するとの届出があったが、実際には必要な人員配置を行っていなかった |
| 尼崎市 | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 | 2015/4/1 | 指定取消 | 不正手段による指定 | 常勤で勤務する予定のない者を管理者及びサービス提供責任者として、また当該事業所に勤務する予定のない者を従業者として申請し、事業所指定を取得した |
| | | | | 人員基準違反 | 管理者が他の事業所等の業務を行っており、常勤専従でなかった 非常勤のサービス提供責任者のみの配置となっていた 従業者の員数が常勤換算方法で2.5を満たしていなかった |
| | | | | 運営基準違反 | 従業者の勤務体制を定めていなかった 管理者が、従業者及び業務の一元的な管理や基準を遵守させるための指揮命令を行っていなかった |
| 尼崎市 | 居宅介護 | 2015/4/1 | 指定取消 | 運営基準違反 | 一部の従業者が管理者の指揮命令の及ばない営業委託契約によりサービス提供を行っており、別の従業者が上記従業者からの下請負によりサービス提供を行っていた |
| | | | | 不正請求 | サービスを提供していないにも関わらず、支援を行ったとして、反復継続的に介護給付費を不正に請求し、受領した |
| | | | | 虚偽報告 | 監査において、サービスを提供していないにも関わらず提供したと偽ったサービス実施記録を作成し、提出した |
| 姫路市 | 就労継続支援A型 | 2015/8/1 | 全部効力停止 (6ヶ月) | 人員基準違反 | 常勤のサービス管理責任者を配置していなかった |
| | | | | 不正請求 | 人員欠加減算に該当するにも関わらず、減算を行わないまま訓練等給付費を不正に請求し、これを受領した |
| | | | | 虚偽の報告 | 監査において報告を求めた際、虚偽の書類を作成し、市に提出した |
| | | | | 虚偽の答弁 | 監査における市職員の質問に対して、虚偽の答弁を行った |
| | | | | 法令違反 | サービス管理責任者に関して、虚偽の変更届出をした |
| 尼崎市 | 共同生活援助 | 2015/8/1 | 指定取消 | 不正請求 | サービスを提供していないにも関わらず、訓練等給付費を不正に請求し、受領した |
| | | | | 虚偽報告 | サービスを提供していないにも関わらず、提供したと偽った業務日誌及びサービス提供記録簿を作成し、提出した |
| | | | | 虚偽答弁 | サービスを提供していないにも関わらず、提供し利用者に内容の確認を受けたとする虚偽答弁を行った |
| 尼崎市 | 基準該当生活介護 基準該当自立訓練(機能訓練) 基準該当自立訓練(生活訓練) | 2016/3/2 | 登録取消 | 不正手段による指定 | 勤務する予定のない者を生活相談員として申請し、事業所の登録を受けた |
| | | | | 不正請求 | サービスを提供していないにも関わらず、支援を行ったとして特別訓練等給付費を不正に請求し、受領した |
| 姫路市 | 居宅介護 重度訪問介護 | 2015/12/8 | 指定取消 | 不正請求 | 無資格の者が居宅介護サービスの提供を行い、これに係る介護給付費を不正に請求し、受領した 同居の家族に対して居宅介護サービスの提供を行い、これに係る介護給付費を不正に請求し、受領した |
| | | | | 運営基準違反 | 無資格の者が行ったサービスの提供及び同居の家族に対するサービスの提供に係る虚偽の記録を作成した |
| 神戸市 | 居宅介護 | 2016/1/1 | 指定取消 | 不正請求 | 居宅介護サービスを提供していないにもかかわらず、不正に報酬請求し受領した |
| 神戸市 | 就労継続支援B型 | 2016/2/1 | 指定取消 | 不正請求 | サービス提供の実績がないにも関わらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した 実際には配置していないにも関わらず、目標工賃達成指導員を配置する虚偽の届出を行い、目標工賃達成指導員配置加算を不正に請求し受領した |

県実施の研修事業

サービス管理責任者等研修

- 対象者：指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置予定の者
- 研修内容：3日間の分野別研修（共通講義1日、分野別演習2日）
- 実施回数：年1回 ○募集時期：4月下旬（予定）
- 研修日程：[共通講義]8月5日(金) [分野別演習]10月以降
- 募集人数：660名（予定）
- その他：サービス種類に対応した分野の研修受講が必要。
また、相談支援従事者研修（2日間の合同講義部分）の受講が必要

<ブラッシュアップ研修>（H27～）

- 対象者：一定の実務経験を有し、現に業務に従事しているサービス管理責任者等
- 実施時期：秋～冬頃

相談支援従事者研修

<初任者研修>

- 対象者：指定相談支援事業所において、相談支援専門員として配置予定の者
- 研修内容：3日間の講義（合同講義2日、集合講義1日）+2日間の演習
- 実施回数：年1回 ○募集時期：4月下旬（予定）
- 研修日程：[合同講義]7/14(木)～15(金) [集合講義]8/26(金) [演習]9月以降
- 募集人数：250名（予定）

<現任研修>

- 対象者：指定相談支援事業所で相談支援専門員として相談支援業務に従事しており、一定の経験（初任研受講後、概ね3年以上）を有する者
※ 初任者研修受講後、5年に1度以上、現任研修の受講が必要
- 実施時期：冬頃

<基礎研修>（H27～）

- 対象者：相談支援業務への従事を志す未経験者又は経験の浅い者
- 実施時期：未定

<リーダー研修>（H27～）

- 対象者：研修ファシリテーターや地域のリーダー役を担う現任研修の修了者
- 実施時期：未定

<相談支援を“つなぐ”研修会>（H28～）

- 研修目的：相談支援専門員やケアマネジャーと専門的・広域的相談機関との連携
- 研修内容：各圏域で実施（10回程度）
- 実施時期：未定

強度行動障害支援者養成研修

- 対象者：[基礎研修] 強度行動障害者の利用が見込まれる事業所等の職員
[実践研修] 基礎研修受講者
- 研修内容：基礎研修、実践研修 どちらも2日間
- 募集人数：各240名（予定）

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（兵庫県看護協会が実施）

<特定基本研修>（第三号研修）

- 対象者：居宅サービス事業所等で介護業務に従事している訪問介護員等
たんの吸引等必要な具体的な対象者が想定される者
- 研修内容：2日間（講義と演習）＋対象者の自宅等での実地研修の受講が必要
- 実施時期：年4回（7月、8月、11月、12月予定）
- 募集時期：5月、9月頃
- 募集人数：60名×4回＝240名（予定）

<不特定基本研修>（第一号研修、第二号研修）

- 対象者：次の施設・事業所の介護職員等（介護福祉士を含む）
障害者支援施設、生活介護事業所、短期入所事業所
福祉型障害児入所施設、障害児通所支援事業所 等
- 研修内容：10日間（講義と演習）＋実地研修受入施設での実地研修受講が必要
- 実施時期：年3回（6月、9月、10月）
- 募集時期：4月、7月頃
- 募集人数：50名×3回＝150名（予定）

※介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修は、上記の兵庫県看護協会の実施する研修以外に、登録研修機関による研修も行っております。

登録研修機関の連絡先は、県ホームページに掲載しています。
(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/tourokuzigyousya.html>)
研修実施時期等は、直接、各登録研修機関にご確認ください。

(3) グループホームの防火安全対策について

① 消防法施行令等の改正【関連資料2】

グループホームの防火安全対策については、平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、平成25年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が4回開催され、平成26年3月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われた。見直しの概要は以下のア～エのとおりであるが、見直し後の基準は、既存施設については平成30年4月から、新規施設については平成27年4月から適用されるため、都道府県等におかれては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようにご協力をお願いする。

特にスプリンクラー設備については、今回の見直しにより小規模なグループホーム等においてもスプリンクラー設備の設置が必要となるケースが生じるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な場合も想定される。そのため、消防庁では、スプリンクラー設備に代えて、小規模なグループホーム等にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備可能とするよう開発・検討を進め、今般、平成28年1月29日に小規模なグループホーム等に対応した新たなパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準等を規定した告示改正（「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」（平成28年1月29日消防庁告示第2号））が公布、当日施行されたところである。都道府県等におかれては、今後こうした設備の活用について管内事業者等に周知されたい。

また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなどの障害者施設等のもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用すること等によりその設置促進に努め、設置義務の有無にかかわらず防火安全対策に万全を期すよう努められたい。なお、消防用設備の設置（上記パッケージ型自動消火設備を含む。）については社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用されたい。加えて、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としていることを申し添える。

ア スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考1」参照。以下「（6）項口に該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積275㎡以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（このスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

（参考1）消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害者支援施設（※1）
- ・ 短期入所を行う施設（※1）

- ・ 共同生活援助を行う施設（※1）

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（※2）に限る。

※2 障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設

イ スプリンクラー設備の設置義務の免除について

（6）項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものであって、延べ面積275㎡未満のもの」については、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の内容については、総務省消防庁から通知されている「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日消防予第118号消防庁予防課長通知。以下「第118号通知」という。）等において、障害支援区分が4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超えるものと示されているので、留意されたい。

なお、サテライト型住居については、第118号通知にあるように、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、（5）項口（寮宿舎、下宿又は共同住宅）として取り扱われるものと考えられるが、具体的な個々の事例において疑義が生じた場合には、管内の消防署と協力、連携の上適切に対応されたい。

ウ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。）の施行により、（6）項ロに該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる（「参考2」参照）ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

（参考2）第118号通知においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておく必要が

あること。

- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講ずること。

エ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1（6）項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考3」参照）のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300㎡以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、現在未設置の施設に対して、改正令の施行時期にかかわらず、自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

(参考3) 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる施設

- ・身体障害者福祉センター
 - ・障害者支援施設(※)
 - ・地域活動支援センター
 - ・福祉ホーム
 - ・生活介護を行う施設
 - ・短期入所を行う施設(※)
 - ・自立訓練を行う施設
 - ・就労移行支援を行う施設
 - ・就労継続支援を行う施設
 - ・共同生活援助を行う施設(※)
- ※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

②建築基準法施行令等の改正【関連資料3】

グループホームは、建築基準法上、寄宿舎の用途区分に該当する場合が多いが、国土交通省において、平成26年7月に建築基準法施行令が改正され、同年8月に必要な告示が公布及び施行されたことに伴い、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等が求められている一定の建築物(寄宿舎を含む)について、自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁は準耐火構造とすること等を要しないこととされた。このように、一定の区画ごとにスプリンクラーを設置した場合や小規模で避難が極めて容易な構造の場合には、防火対策の規制の合理化が図られていることから、グループホームを整備するに当たって、必要に応じて建築部局とも連携を図りつつ整備を進められたい。

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

| 対象施設 | スプリンクラー設備 ※3 | | 自動火災報知設備 | | 消防機関へ通報する火災報知設備 | |
|--|----------------------|-----------------|--|----------|-----------------|----------|
| | 改正前 | 平成27年4月～ | 改正前 | 平成27年4月～ | 改正前 | 平成27年4月～ |
| 【入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項口関係 ①障害児施設（入所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。） | 275㎡以上 | 全ての施設 ※2を除く。 | 全ての施設 | | 全ての施設 | |
| 【上記以外（通所施設等）】 ※消防法施行令別表第1（6）項ハ関係 ①障害児施設（通所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。） ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援） | 6000㎡以上 (平屋建てを除く) | 300㎡以上 | 利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの | | 500㎡以上 | |

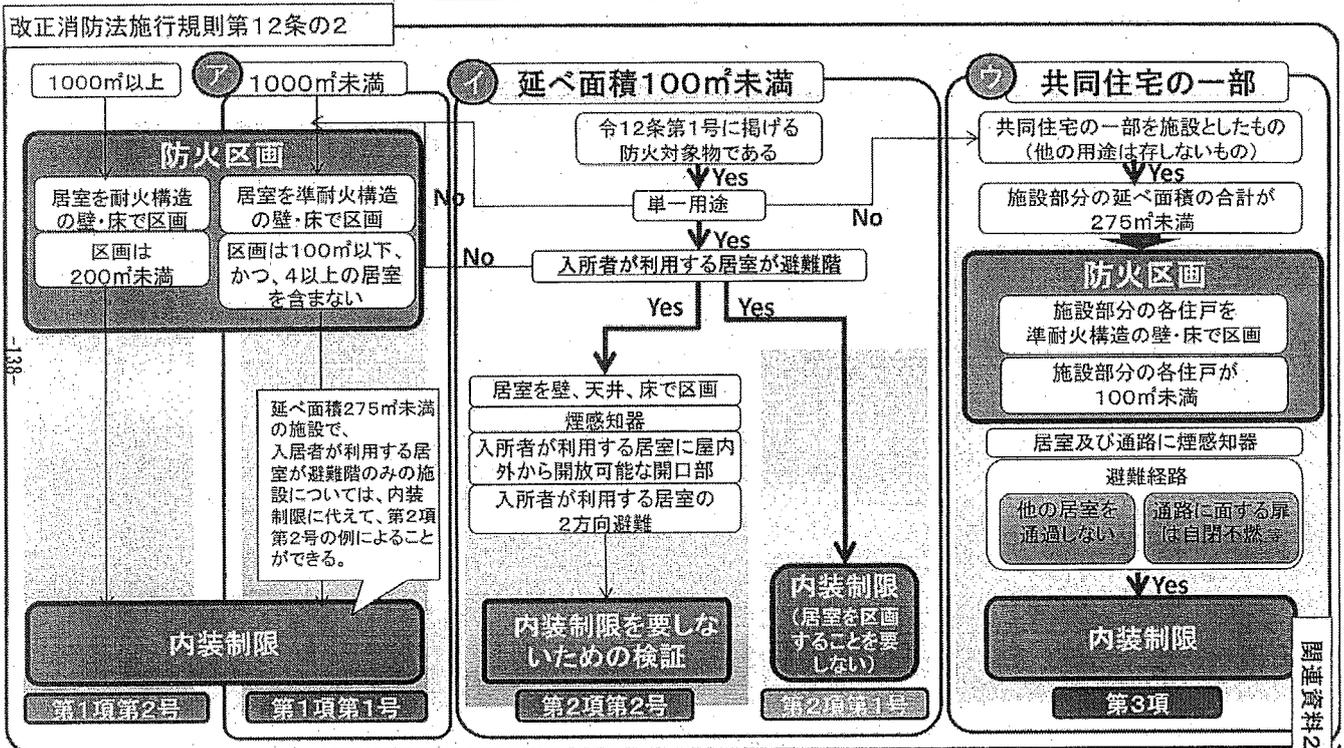
★平成27年4月から基準を変更
消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更

関連資料2①

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。
 ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの
 ※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備の設置を要しない構造



関連資料2②

いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

障害者グループホームの消防設備に対する助成制度

グループホームのスプリンクラー設備など消防用設備の設置費用に対しては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、建物の所有形態（自己所有、賃貸）や消防用設備の設置義務の有無にかかわらず、助成対象としている。

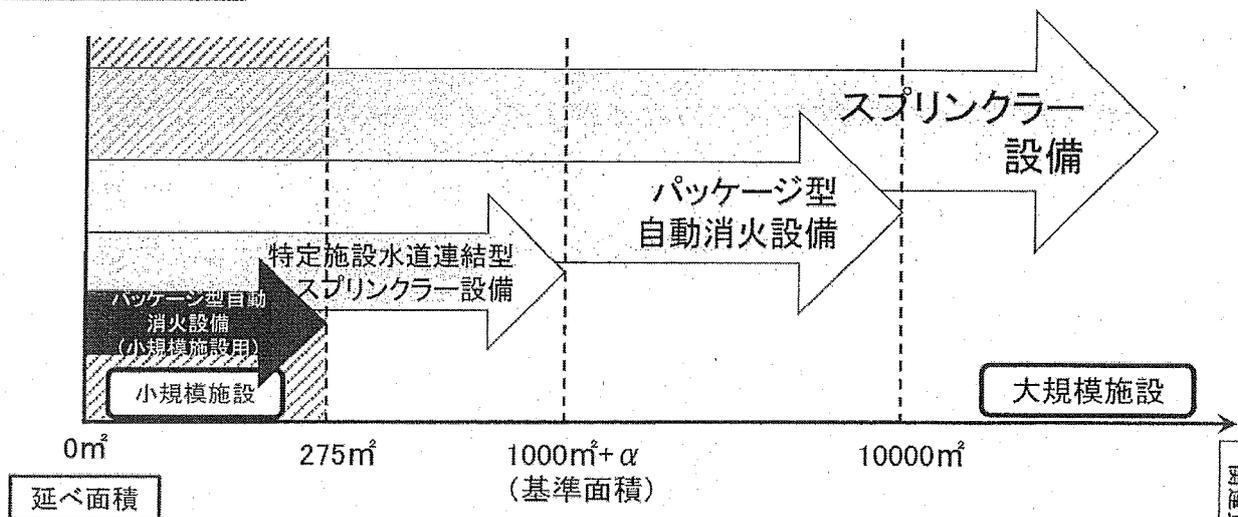
| | | 社会福祉施設等施設整備費補助金 平成27年度予算 26億円 |
|------------------|------------|---|
| 対象要件 | | 【1施設当たり】 30万円以上～1,000万円以内が対象 |
| 対象法人 | | 社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人 等 |
| 基準単価 (事業費ベース) | スプリンクラー | 【1㎡当たり】 1,000㎡未満 18,600円以内 1,000㎡以上 35,200円以内 |
| | 自動火災報知設備 | |
| | 消防機関への通報装置 | |
| 負担割合 | | 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/4 事業者 1/4 |

※ 創設の場合は、特段の加算を設けていない。(基本単価の中で対応)

関連資料2③

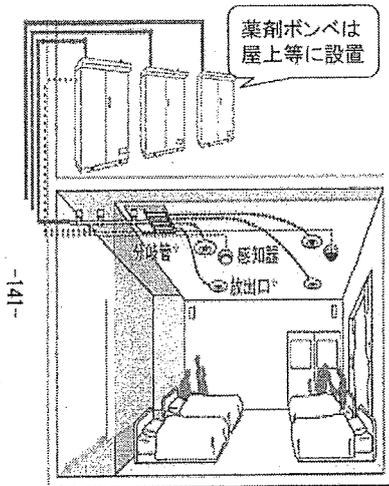
スプリンクラー設備等の自動消火設備については、面積に応じて設置できるものが規定

設置面積イメージ

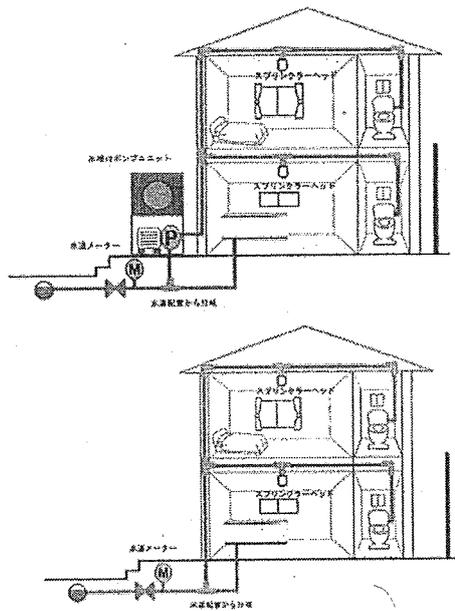


関連資料2④

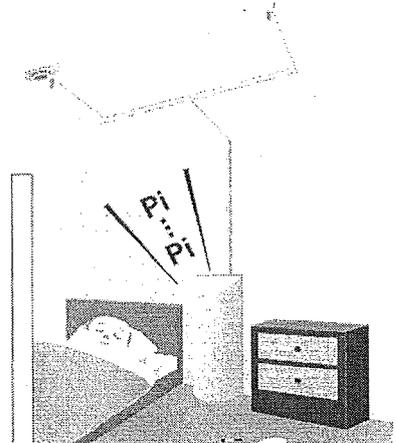
スプリンクラー設備等の自動消火設備の種類



従来のパッケージ型自動消火設備
(10,000㎡以下対応)



特定施設水道連結型スプリンクラー設備
(1,000㎡未満対応)



小規模施設用のパッケージ型
自動消火設備(275㎡未満対応)

消防庁
総務省消防庁

寄宿舍等における間仕切壁の防火対策の規制の合理化

国土交通省

背景

※「グループホーム」や「貸しルーム」は、建築基準法令上「寄宿舍」に該当。

- 平成25年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
- そこでの議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全てにスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
- これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。

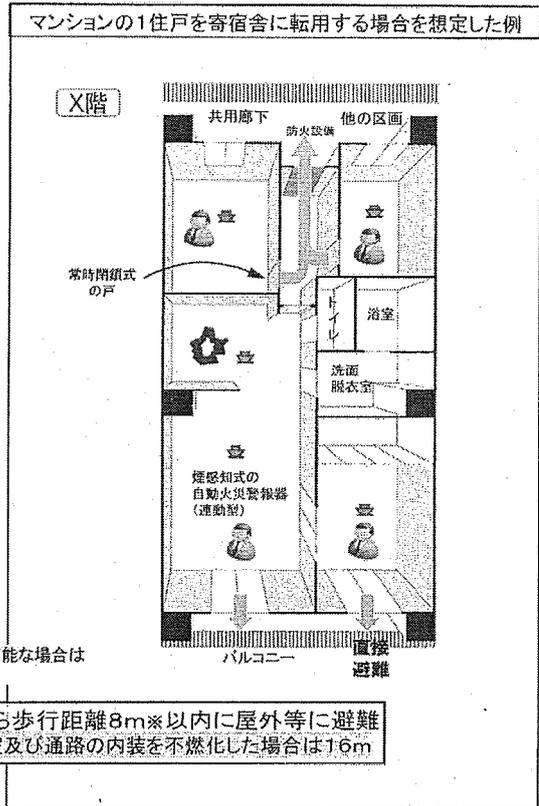
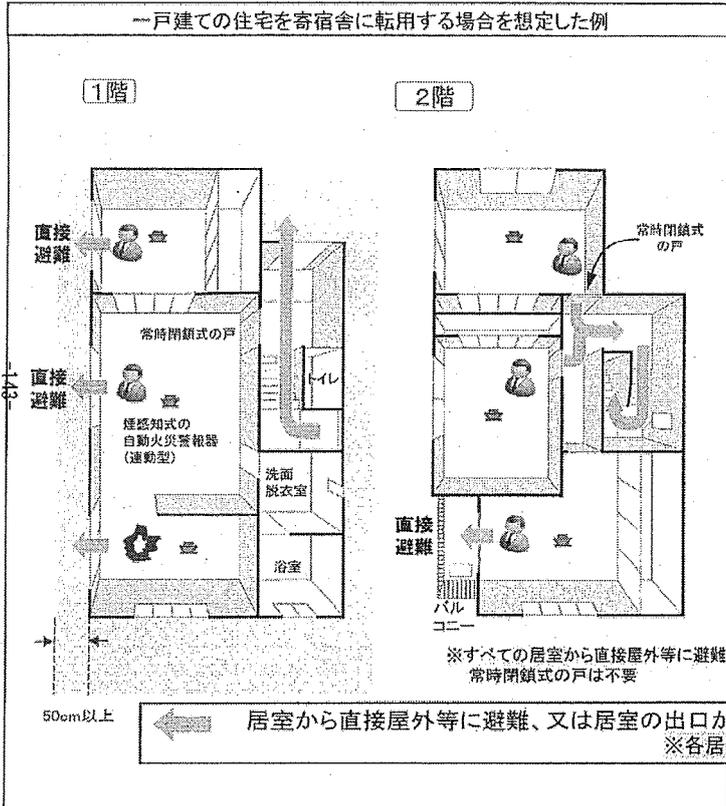
※グループホームや貸しルームについては、住宅からの転用を容易にするため、従来より防火規制の緩和の要望があったところ。

現行と合理化の内容

建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)に、寄宿舍等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする。

| 規定 | 規制の内容 対象用途：寄宿舍、診療所など | |
|---|--|--|
| | 現行 | 見直し後 |
| 防火上主要な間仕切壁 (令第112条第2項、 令第114条第2項) | 居室と廊下の間や一定規模毎の居室間の壁等を防火性能の高いもの(準耐火構造)とし、小屋裏又は天井裏に達せしめること | 以下のいずれかの場合は、間仕切壁の防火対策を適用除外とする。 A：床面積200㎡以下の階又は床面積200㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分に、スプリンクラー設備を設けた場合 B：小規模※1で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は運動型住宅用防災警報器が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は100㎡以内毎の他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る。以下「屋外等」という。)に避難ができるものであること ②各居室の出口から屋外等に、歩行距離8m(各居室と通路の内装不燃化の場合は16m)以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすま、障子等を除く。)等で区画されているものであること ※1 居室の床面積の合計が100㎡以下の階又は居室の床面積の合計100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分 |
| | A:6月27日公布、7月1日施行 B:8月22日公布、施行 | |

関連資料3



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律案について

| | |
|---|----|
| ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要） | 1 |
| ◆地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設 | 2 |
| ◆就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設 | 3 |
| ◆重度訪問介護の訪問先の拡大 | 4 |
| ◆高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 | 5 |
| ◆居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設 | 6 |
| ◆保育所等訪問支援の支援対象の拡大 | 7 |
| ◆医療的ケアを要する障害児に対する支援 | 8 |
| ◆障害児のサービス提供体制の計画的な構築 | 9 |
| ◆補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加） | 10 |
| ◆障害福祉サービス等の情報公表制度の創設 | 11 |
| ◆自治体による調査事務・審査事務の効率化 | 12 |

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

1